

第八次くだまつ高齢者プラン
老人福祉計画・介護保険事業計画
(素案)

2023（令和5）年12月

下松市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と目的	1
2 国の動向(社会保障審議会介護保険部会)	2
(1)介護サービス基盤の計画的な整備	2
(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	2
(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上	3
3 計画の位置づけ	4
(1)計画の位置づけ	4
(2)関係計画との整合性	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
(1)下松市高齢者保健福祉推進会議の開催	5
(2)アンケート調査の実施	5
(3)パブリックコメントの実施	6
6 計画の点検	6
第2章 現状と課題	7
1 第七次計画の取組状況と課題	7
(1)包括的な相談・支援体制の構築	7
(2)自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり	15
(3)災害に備えた避難支援体制づくり	28
2 高齢者を取り巻く現状	30
(1)人口の推移と推計	30
(2)高齢化率の推移	32
3 世帯の推移	33
4 要支援・要介護認定者の状況	34
(1)認定者数と認定率の推移	34
(2)年齢区分別の認定者数と認定率の推移	35
5 アンケート調査結果の概要	36
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	36
(2)在宅介護実態調査	45

第3章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本方針	49
3 施策体系	51
第4章 施策の推進	52
基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進	52
(1)包括的な相談・支援体制の構築	52
(2)地域包括支援センターの機能強化	52
(3)認知症施策の総合的な推進	54
(4)医療・介護連携の推進	57
(5)災害や感染症対策に係る体制整備	58
基本方針2 介護予防・健康づくりの推進	60
(1)健康づくりの推進	60
(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進	62
(3)高齢者の生きがいづくりの推進	68
基本方針3 高齢者の生活を支える体制づくりの推進	70
(1)在宅生活を支える体制の充実	70
(2)権利擁護の推進	73
(3)高齢者の生活環境の整備	74
第5章 円滑な介護保険事業の運営「第9期介護保険事業計画」	75
1 介護保険サービスの現状と課題	75
2 「第8期介護保険事業計画」計画期間の介護サービス利用状況	76
(1)居宅サービス	76
(2)居宅介護支援、介護予防支援	79
3 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み	80
4 被保険者数の推計	81
5 要介護(要支援)認定者数の推計	81
6 介護保険サービスの見込量	82
(1)居宅サービス	82
(2)居宅介護支援、介護予防支援	86
7 標準給付費の見込み	87

8 介護保険料について	88
(1)介護保険に係る事業費の負担割合	88
(2)第1号被保険者の介護保険料	90
9 日常生活圏域の設定について.....	91
10 介護保険施設などの整備計画	92
11 基本方針4 介護保険サービスの充実	94
(1)介護保険制度の基盤強化の推進	94
(2)介護サービスの質の向上	95
(3)介護保険事業の円滑な運営	96
(4)介護人材の確保及び業務の効率化.....	96
12 第6期下松市介護給付適正化計画	98
(1)計画策定について.....	98
(2)下松市介護給付適正化の実施状況と今後の実施目標.....	98

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

わが国は、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目標としてきた、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えることとなりますが、生産年齢人口の減少傾向が加速する中で、高齢者人口は今後も増加していくことが見込まれています。また、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

また、単独世帯や夫婦のみの世帯の増加や医療と介護の双方のサービス需要が更に増加するとともに、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者への支援など複雑化・複合化した課題を持つ高齢者世帯への対応など、医療・介護の提供体制の充実や包括的な支援体制の構築が求められています。

本市では、「第七次くだまつ高齢者プラン」（以下「第七次計画」という。）を策定し、「住み慣れた地域で、できる限り自立し、つながり、共に支え合い、安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念に掲げ、市民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共につくる地域共生社会の実現に向け、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

この度、本市のこれまでの取組の達成状況や課題などを踏まえつつ、だれもが住み慣れた地域で市民一人一人が支え合う地域共生社会を実現するため、「第八次くだまつ高齢者プラン」（以下「第八次計画」という。）を策定しました。

2 国の動向(社会保障審議会介護保険部会)

基本指針の構成について(見直しのポイント)

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、地域住民や多様な主体による介護予防、日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援などを担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術の活用

- 介護事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性の向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

3 計画の位置づけ

(1)計画の位置づけ

- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に定める「地域包括ケア計画」に位置づけます。
- 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年 6 月法律第 65 号）に定める「認知症施策推進計画」に位置づけます。

(2)関係計画との整合性

- 国の定める基本指針、「第七次やまぐち高齢者プラン」と整合性を図りました。また、2019 年（令和元年）に閣議決定された認知症施策推進大綱と整合性を図り、2023 年（令和 5 年）の認知症基本法及び今後策定される認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進します。
- 第八次計画は、本市の基本計画である「下松市総合計画」（2020 年度（令和 2 年度）策定）を踏まえ、地域福祉を総合的に推進するための「第四次ふくしプランくだまつ（下松市地域福祉計画）」（2020 年度（令和 2 年度）策定）を上位計画とする、高齢者福祉分野を総括する個別計画です。
- また、保健福祉分野の関連する個別計画である「下松市障害者総合計画（障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画）」（2020 年度（令和 2 年度）策定）、「健康くだまつ 21（第三次下松市健康増進計画・第三次くだまつ食育推進計画）」（2022 年度（令和 4 年度）策定）等、各種計画と整合性を図りました。

4 計画の期間

本計画の期間は、2024年度（令和6年度）を初年度とし、2026年度（令和8年度）を目標年度とした3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた中・長期的な視点に立った計画とし、介護保険サービスの利用者数や保険料などを見込みました。

年度 計画名	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
下松市総合計画 (計画期間:10年)	総合計画 (2021年度～2030年度)									
ふくしプランくだまつ (計画期間:5年)	第四次計画 (2021年度～2025年度)					第五次計画 (2026年度～2030年度)				
くだまつ高齢者プラン (計画期間:3年)	第七次計画 (2021年度～2023年度)			第八次計画 (2024年度～2026年度)			第九次計画 (2027年度～2029年度)			

5 計画の策定体制

(1) 下松市高齢者保健福祉推進会議の開催

「第八次計画」の策定にあたり、保健、医療、福祉団体や公募委員、地域住民などで構成する下松市高齢者保健福祉推進会議を設置し、計画の内容を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	・高齢者の暮らしや健康状態、地域課題の把握 ・効果的な介護予防政策立案と効果評価の実施
調査対象	65歳以上の市民(要介護1～5の認定を受けている市民を除く) 1,600人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	2023年(令和5年)1月5日～2月13日
有効回収数(回収率)	1,202票(75.1%)

イ 在宅介護実態調査

調査目的	・要介護者の生活状況や介護者の就労状況等の把握 ・効果的な支援、サービスのあり方検討
調査対象	認定有効期間が、2022年(令和4年)11月1日以降の要支援・要介護認定者のうちの在宅生活者
調査方法	調査員による聞き取り
調査期間	2022年(令和4年)9月～2023年(令和5年)5月
有効回収数(回収率)	422票(100.0%)

(3)パブリックコメントの実施

計画素案を広く市民に公表し、意見募集（パブリックコメント）を行います。

実施期間(予定)	2023年(令和5年)12月
実施方法	市ホームページにおける公表

6 計画の点検

高齢者保健福祉事業の実施状況、介護給付費の推移及び介護保険財政の運営状況などについて、毎年、分析・評価を行いながら取組状況を点検します。

また、計画を推進する上での課題などは、関係者の意見を聞きながら適切に対応します。

第2章 現状と課題

1 第七次計画の取組状況と課題

(1) 包括的な相談・支援体制の構築

注)新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年度(令和3年度)及び2022年度(令和4年度)の実績値は大幅に減少している事業があります。

① 地域生活課題を抱える高齢者の相談・支援体制づくりの推進

ア 包括的な相談・支援体制の構築

新型コロナウイルス感染症の影響で、行事の中止や人との接触を避ける対応などが必要となり、人とのつながりが希薄になる中で、関係機関と情報共有をしながら、問題解決に向けて対応をしました。問題を抱える人がどこに相談しても必要な部署に繋がり、解決することができる体制づくりをより強固にする必要があります。相談者の増加、問題の複雑化により、専門的な知識、各機関との調整が更に必要であることから、問題解決までの業務量が増大しています。

地域福祉を担う関係機関とも連携を密にし、情報共有を図りながら問題解決に繋げていく必要があります。

イ 地域包括支援センターの機能強化

(ア) 地域包括支援センター相談体制の充実

地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として、各関係機関との調整や連携を図りながら相談支援を行いました。係内では支援方針の検討、研修会への参加など、職員の資質向上やチームワークの形成に努めました。また、高齢者などを対象とした弁護士相談会を月1回開催し、専門的な相談にも対応できるような体制を整えました。

相談内容は、複雑化・多様化しており、対応する期間も長期化しています。相談対応ができる人材の確保が課題となっています。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
総合相談件数 (延件数)	目標値	1,423件	1,443件	1,463件
	実績値	1,327件	928件	1,300件

(イ) 認知症高齢者の早期対応の推進

認知症高齢者への相談対応については、医療機関等関係機関と連携し、早期対応に努めています。すぐには問題解決に至らず、長期的な関わりが必要な場合があるため、場面に合わせ、認知症初期集中支援チームにて、密に対応していくことが求められています。

(ウ) 地域ケア会議の充実

多職種協働による多様な視点で個別の生活課題を解消するため、地域ケア会議を定期的に開催しました。新型コロナウイルス感染症対策として情報通信技術（ICT）を活用し、オンラインでも実施しました。地域ケア会議で挙げた事例の共通点から、地域課題を抽出し、次年度の施策に反映しています。ここ数年、開催回数が増えていないのが現状です。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
地域ケア会議 (開催回数)	目標値	24回	26回	28回
	実績値	21回	20回	20回

ウ 地域における生活支援体制などの構築

(ア) 生活支援体制整備事業の推進

各地域において、課題の抽出、社会資源の把握、助け合い活動の創出や見守り体制の構築などの取組を進める「第二層協議体」を市内全域9地区に設置しており、9地区中4地区で地域から生活支援コーディネーターが選出されました。また、通いの場の実態調査の実施、通いの場ガイドブックの作成等を行いました。

下松市社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターを務めている残りの地区について、地域からの生活支援コーディネーターの選出を進めるとともに、研修等を開催し、協議体の周知や助け合い活動の取組の強化を図る必要があります。

(イ) 民生委員・児童委員の活動支援

新型コロナウイルス感染症対策による活動制限の中で、民生委員・児童委員は接触をしない形（電話連絡等）も活用しながら、積極的に地域と関わりを持っています。民生委員が決まらない地区があり、活動の継続のためには、幅広い人材の確保が必要です。

(ウ) ボランティア活動などの促進

新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの高齢者施設などでボランティアの受け入れがなく、大幅にボランティア活動が制限され、ボランティアの登録者が減少しています。また、現行のボランティアポイント制度は、施設でのボランティアに限定しているため、制度の見直しを検討することが必要です。

エ 権利擁護の推進

(ア) 高齢者の虐待防止に向けた取組

高齢者虐待防止に関する啓発や関係機関との密な連携を図り、虐待の予防、早期発見に努めています。また、介護者の負担軽減や要介護者への関わり方等の相談対応により、再発防止に取り組んでいます。

虐待対応に関しては、チームワークと職員一人一人の対応能力向上が求められています。

(イ) 権利擁護の取組の推進

2021年度（令和3年度）に下松市権利擁護ネットワーク協議会を設置し、関係機関と連携を密にすることができました。また、2022年（令和4年）3月に下松市成年後見支援センターを設置し、権利擁護に関する相談体制を構築しました。

権利擁護の問題は、複雑化しており、司法等の専門家の助言をもらいながら対応しています。問題解決にあたっては、関係機関や専門家との連携を強化していくことが必要です。

(ウ) 成年後見制度の利用促進

2022年（令和4年）3月に下松市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談体制を構築しました。また、市長申し立てや親族申し立ての支援を行っており、場合によっては、司法等の専門家の意見を参考にしています。

制度の利用促進のために、市民への周知や支援者の理解を深めることが必要となります。

オ 就労や住まいの確保などに向けた支援

高齢者が安心して生活できるよう、住まいの確保のため、関係機関との調整や情報提供を行っています。早期対応が必要となりますが、生活困窮、在宅生活継続困難な事例が増えており、関係機関との連携や情報収集に時間がかかることがあります。

カ 外出支援(移動サービス)

(ア)地域支え合いドライバー養成事業

第一層生活支援コーディネーター、警察署、介護保険施設に講師を依頼し、地域支え合いドライバー養成講習会を4回開催しました。

2021年度（令和3年度）に開始して以降、応募人数が減少傾向にあり、講習会の受講者から担い手に繋がっていないことが課題となっています。担い手に繋げていくため、既存団体と連携して応募者の増加や講習会の充実を図る必要があります。

② 見守り活動の充実

ア 見守り活動の充実

(ア)高齢者の見守り活動に関する協定

「下松市高齢者等見守り活動に関する協定」を締結している協力事業者に対して、事業を再認識してもらうため、カードを配布し、周知啓発を行いました。

高齢者の見守り体制の強化のため、新規の協力事業者を確保する必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
高齢者等見守り活動に関する協定締結事業所 (事業所数)	目標値	49事業所	53事業所	57事業所
	実績値	41事業所	42事業所	43事業所

(イ)「認知症見守り声かけ訓練」の実施

地域ごとに「認知症見守り声かけ訓練」を実施し、認知症の人への理解と意識の深化を図っており、今後も実施地区を増やしていく必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
認知症見守り声かけ訓練 (実施回数)	目標値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	1回

(ウ)くだまつ絆ネットの活用促進

認知症により徘徊の恐れのある人に登録していただき、行方不明の方の早期発見・保護に繋がるよう、くだまつ絆ネットの普及啓発に努めました。

必要な人がくだまつ絆ネットに登録できるよう、更なる事業の周知が必要です。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
くだまつ絆ネット 新規登録者数	目標値	25人	25人	25人
	実績値	26人	31人	30人

③ 認知症施策の総合的な推進

ア 認知症に対する理解の促進

(ア) 認知症サポーターの養成

新型コロナウイルス感染症の影響で、認知症サポーター養成講座の依頼数が減少しましたが、講師役であるキャラバンメイトを活用し、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、一般の依頼以外にも、認知症予防教室の参加者を対象に実施しました。

認知症サポーター養成講座の普及啓発を行い、講座の依頼数をコロナ禍以前の状況に回復することが必要となります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
キャラバンメイト数	目標値	97人	99人	101人
	実績値	82人	76人	—
認知症サポーター 養成講座実施回数	目標値	25回	25回	25回
	実績値	2回	8回	—
認知症サポーター数	目標値	5,800人	6,100人	6,400人
	実績値	5,526人	5,751人	—

(イ) 「認知症見守り声かけ訓練」の実施(再掲)

地域ごとに「認知症見守り声かけ訓練」を実施し、認知症の人への理解と意識の深化を図っており、今後も実施地区を増やしていく必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
認知症見守り声かけ訓練 (実施回数)	目標値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	1回

(ウ) 認知症に関する情報を発信する場の設置

9月の認知症月間にあわせて、図書館に認知症に関する本の展示やチラシの配置、市広報での掲載を行うなど、認知症の理解促進を図るための情報発信に努めました。

認知症の人や家族の思いを発信できる場所づくりを、更に整備していく必要があります。

イ 認知症の早期発見・早期対応の促進

(ア) 認知症予防教室の開催

認知症の予防、正しい知識の普及啓発のため、認知症予防教室を開催しました。

参加者が固定化されつつあり、新規参加者を増やすためにも、教室の内容を検討する必要があります。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
認知症 予防教室	実施箇所	目標値	4箇所	4箇所	4箇所
		実績値	4箇所	4箇所	—
	延人数	目標値	700人	700人	700人
		実績値	542人	505人	—

(イ) 認知症初期集中支援チームの設置・運営

認知症初期集中支援チーム員研修を順次受講し、認知症高齢者の特性や対応方法を学び、認知症サポート医と連携して、認知症高齢者の支援を行っています。

事業の趣旨を理解してもらえない場合があり、事業の周知が課題となっています。

ウ 認知症の人やその家族などへの支援の充実

(ア) 認知症ケアパスの周知

認知症サポーター養成講座や認知症予防教室、講演会等で認知症ケアパスの配布を行いました。また、市のホームページにも掲載しました。

支援が必要な人が活用できるように、認知症ケアパスの配布だけでなく、効果的な活用方法の検討や更なる周知を行う必要があります。

(イ) 認知症カフェの設置・運営

認知症の人とその家族、地域の人などが交流できる居場所づくりを進めるため、認知症カフェの設置と運営を行いました。

認知症カフェの設置数を増加させるために、認知症カフェの設置基準を検討する必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
認知症カフェ	目標値	2箇所	3箇所	3箇所
	実績値	2箇所	2箇所	3箇所

(ウ)下松認知症を支える会(えくぼの会)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、認知症に関する知識や介護についての研修、認知症の人やその家族が抱える悩みや感じていることなどを、お互いに話し合える場を提供しました。

必要としている人に支援が行き届くように、会の周知を行っていく必要があります。

(エ)くだまつ絆ネットの活用促進(再掲)

認知症により徘徊の恐れのある人に登録していただき、行方不明の方の早期発見・保護に繋がるよう、くだまつ絆ネットの普及啓発に努めました。

必要な人がくだまつ絆ネットに登録できるよう、更なる事業の周知が必要です。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
くだまつ絆ネット 新規登録者数	目標値	25人	25人	25人
	実績値	26人	31人	30人

(オ)ヘルプカードの周知・普及

認知症予防教室やくだまつ絆ネットの登録時に、ヘルプカードのチラシの配布を行い、周知・普及に努めました。必要な人に活用されるように、更に周知を行っていく必要があります。

(カ) チームオレンジの整備

チームオレンジの整備に向けて、2021年度（令和3年度）からステップアップ講座を実施しています。2021年度（令和3年度）は、市の全域から対象者を集めて実施し、2022年度（令和4年度）は、下松認知症を支える会（えくぼの会）の会員を中心に実施しました。2023年度（令和5年度）は、認知症対応型通所介護の事業所職員を中心に実施しました。

④ 医療・介護連携の推進

ア 在宅医療・介護連携の推進

(ア) 日常の療養支援の場面

本人と家族が安心して在宅での療養生活を送ることができるよう、医療・介護関係者の連携強化を図るため、WEB会議システムを活用し、多職種連携勉強会を6回開催しました。WEB会議システムを活用したことで参加者が増加しましたが、一方で対面でのグループワークを希望する意見もありました。

勉強会で実施したアンケート結果によると、職種間でできていることについて、認識のばらつきが見られたことから、お互いの役割の理解を更に深めるため、研修会等の充実を図る必要があります。

(イ)入退院支援の場面

下松市在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療機関・介護関係者に対して連携調整、情報提供を行うとともに、医療・介護関係者の連携強化を図るため、WEB会議システムを活用し、多職種連携勉強会を6回開催しました。

勉強会で実施したアンケート結果によると、職種間でできていることについて、認識のばらつきが見られたことから、情報共有の強化を図り、本人と家族が抱える不安を気軽に相談することができる体制づくりが必要です。

(ウ)急変時の対応の場面

基本情報や既往歴等を記入する「下松版情報共有シート」を作成し、医療機関や介護事業所で利用を促しています。在宅医療・介護連携に関するアンケートを実施したところ、職種によって、「下松版情報共有シート」の利用率に大きな差があったことから、更なる周知が必要です。

(エ)看取りの場面

終活の支援を行うため、介護支援専門員協会を対象に「下松市終活安心アドバイザー研修会」を開催しました。人生の最終段階における本人の思いや希望を実現するには、医療・介護関係者のサポート体制が重要であるため、連携の強化を図る必要があります。

イ 終活安心支援事業の推進

(ア)終活安心支援講座

10名以上の市民グループを対象に「エンディングノートの書き方講座」を開催しました。また、介護支援専門員協会を対象に「下松市終活安心アドバイザー研修会」を開催しました。

講座の参加人数が年々減ってきているため、講座内容等の見直しを図る必要があります。

(2)自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

① 健康づくりの推進

ア 健康づくりの推進

(ア)生活習慣の改善

保健師や管理栄養士による健康教育や健康相談などを実施し、若い頃からの生活習慣改善の支援を行いました。

健康づくりや生活習慣は、生涯にわたって形成されるものであるため、ライフステージに応じたアプローチが必要となります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
健康教育・健康相談 実施回数	目標値	250回	260回	270回
	実績値	111回	231回	一回

(イ)生活習慣病の予防

国民健康保険特定健診、がん検診等の案内である「ケンシンガイド」の作成に加え、送付対象者を拡大し対象年齢である市民全員に「ケンシンガイド」と受診券の送付、合同健診を実施するなど健（検）診の周知や受診勧奨を行いました。

また、精密検査・要指導等の受診勧奨・保健指導にも努め、がん検診受診者、地域の自主グループ参加者等には健康教育を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下した健（検）診もあり、今後の動向を注視する必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
胃がん検診受診率	目標値	10.7%	10.7%	11.0%
	実績値	8.7%	8.7%	—
肺がん検診受診率	目標値	10.4%	10.4%	10.4%
	実績値	9.9%	10.5%	—
大腸がん検診受診率	目標値	10.1%	10.1%	10.4%
	実績値	9.1%	9.4%	—
子宮がん検診受診率	目標値	17.4%	17.4%	17.7%
	実績値	15.8%	16.5%	—
乳がん検診受診率	目標値	10.8%	10.8%	11.1%
	実績値	10.0%	10.7%	—
歯周疾患検診受診者数	目標値	150人	155人	160人
	実績値	132人	182人	—

(ウ)高齢者の健康

各年１回、認知症講演会の開催や市内４か所での認知症予防教室の実施、フレイル予防教室等の介護予防教室を実施しました。参加者が固定化されているため、普及啓発をしていく必要があります。

また、高齢者の季節性インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種を実施しました。予防接種の情報は、市広報や市のホームページで周知啓発を行い、肺炎球菌予防接種は、対象者に接種券となるはがきを送付しました。

肺炎球菌予防接種に関しては、国の指針に応じた対応方法の検討が必要となります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
季節性インフルエンザ 予防接種率	目標値	67.0%	67.0%	67.0%
	実績値	59.9%	58.7%	—
肺炎球菌予防接種 予防接種率	目標値	30.0%	30.0%	30.0%
	実績値	29.7%	26.1%	—

(エ)健康づくりに関する環境の整備

健康増進に関する連携協定を締結している業者と連携し、健康教室での健康づくりの取組や周知啓発、山口県と協働で「くだまつ健康マイレージ事業」を行いました。また、一人一人の健康づくりや介護予防の取組が進むよう、地域住民が継続して通い、介護予防できる自主活動グループの支援を行いました。

自主活動グループメンバーの高齢化により、活動の継続が難しくなっているグループがあります。

② 介護予防の推進・充実

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア)介護予防・生活支援サービス事業

a 訪問型サービス

高齢者の身体介護や生活支援を中心としたサービスを提供する予防給付型訪問介護は、減少傾向でした。身体介護がなく、掃除や調理など簡易な生活支援を提供する生活維持型訪問介護は、事業所があるものの利用者はいませんでした。事業内容の見直しや団体等が参画しやすい環境の整備を検討する必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
予防給付型訪問介護	目標値	2,220人	2,240人	2,260人
	実績値	1,898人	1,800人	1,600人
生活維持型訪問介護	目標値	40人	60人	80人
	実績値	0人	0人	10人

b 通所型サービス

予防給付型通所介護は、全体では減少傾向でした。生活維持型通所介護は、減少しました。機能訓練型通所介護は、事業内容の見直しや団体等が参画しやすい環境の整備を検討する必要があります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
予防給付型通所介護	目標値	4,970人	5,020人	5,070人
	実績値	4,729人	4,753人	4,740人
生活維持型通所介護	目標値	220人	250人	280人
	実績値	135人	44人	40人
機能訓練型通所介護	目標値	15人	30人	60人
	実績値	0人	0人	0人

c 住民互助型によるサービスの支援

2022年度（令和4年度）から末武地区で「第2層協議体」を通じて、草刈りを中心とした助け合い活動が開始しました。新たに、支え合いの地域づくりを促進する地域活動組織に対する補助金制度を開始しました。また、下松市ふれあい・いきいきサロン等活動支援金制度では、サロン等において運営者や参加者が安心して活動できるよう、傷害保険支援金を追加しました。

協議体が実施したアンケートから、困りごとの把握はできていますが、担い手の不足により、助け合い活動に繋がっていない現状があるため、担い手の確保に向けた取組が必要です。

d 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対して、自立支援の視点でサービス計画（ケアプラン）を作成しています。また、地域ケア会議における多職種からの助言を参考に、ケアマネジメントを行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大による外出機会の減少により、身体機能や認知機能が低下し、要介護状態に移行した高齢者が増えていることが課題となっています。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
介護予防ケアマネジメント	目標値	3,680人	3,710人	3,750人
	実績値	3,473人	3,305人	3,200人

(イ) 一般介護予防事業

a 教室型

i 元気アップ教室

教室では、主に下松市のオリジナル体操「イスを使ったくだまつサンサン体操」を実施しています。体操の効果を実感し、継続して教室の参加ができるよう、教室の初回は体験講座を実施しました。教室実施前後で行う体力測定では、参加者全体の平均値の維持又は改善がみられました。

市広報や公民館だよりの活用、チラシの作成や配布を行いました。新規参加者の確保が課題となっています。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
元気アップ 教室	実人数	目標値	15人	15人	15人
		実績値	24人	14人	9人
	延人数	目標値	75人	75人	75人
		実績値	130人	83人	58人

ii アクアピア教室

2021年度（令和3年度）に3回（当初計画では計13回）実施後、新型コロナウイルス感染症の拡大、開催場所であるプールの使用中止に伴い、教室は終了しました。参加者には、他の一般介護予防事業の紹介を行いました。

本事業の代替え事業の検討が必要です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
アクアピア 教室	実人数	目標値	15人	15人	15人
		実績値	15人	0人	—
	延人数	目標値	95人	95人	95人
		実績値	37人	0人	—

iii ノルディックウォーク教室

2021年度（令和3年度）は計13回実施、2022年度（令和4年度）は計14回実施しました。教室前後に実施する体力測定では、すべての参加者に歩数、歩行速度、歩幅の維持又は改善がみられました。

教室終了後もノルディックウォークを継続できるよう、「NPO法人くだまつ絆星スポーツクラブ」の講師も教室に参加し、OB会の紹介やポールの選び方の相談を行い、OB会への参加に繋げています。

より多くの人が参加できるよう、教室の周知方法を検討する必要があります。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
ノルディック ウォーク 教室	実人数	目標値	15人	15人	15人
		実績値	11人	12人	11人
	延人数	目標値	150人	150人	150人
		実績値	127人	137人	90人

iv お口の健康教室

お口の健康教室は、2021年度（令和3年度）は歯科医師による講話形式で計2回、2022年度（令和4年度）は歯科医師及び歯科衛生士による講話と実技指導を計4回実施しました。2022年度（令和4年度）から教室の実施方法を、実技指導を含む内容に変更し、口腔機能低下防止やオーラルフレイル予防についての理解促進に繋がりました。

また、5名以上の市民グループに対する、お口の健康教室出前講座を、2021年度（令和3年度）は計1回、2022年度（令和4年度）は計4回実施しました。

お口の健康教室、出前講座ともに出務できる歯科衛生士が不足している状況です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
お口の 健康教室	実人数	目標値	20人	20人	20人
		実績値	18人	14人	15人
	延人数	目標値	35人	35人	35人
		実績値	29人	48人	45人
お口の 健康教室 出前講座	実施回数	目標値	5回	7回	10回
		実績値	1回	4回	5回

v 認知症予防教室(再掲)

認知症の予防、正しい知識の普及啓発のため、認知症予防教室を開催しました。

参加者が固定化されつつあり、新規参加者を増やすためにも、教室の内容を検討する必要があります。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
認知症 予防教室	実施箇所	目標値	4箇所	4箇所	4箇所
		実績値	4箇所	4箇所	—
	延人数	目標値	700人	700人	700人
		実績値	542人	505人	—

b グループ活動型

i いきいき百歳体操

重りをつけてゆっくりと手足を動かす、いきいき百歳体操を参加者が主体となっていて行っています。年1回、体力測定や専門職による体操の指導等の支援を行い、効果的な体操の実施や参加者のモチベーションの維持に繋がっています。

既存グループの中には、参加者が減少しているグループもあり、新規自主活動グループの立ち上げに加えて、既存グループの基盤づくりも必要となっています。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
いきいき 百歳体操	箇所数	目標値	全24箇所	全27箇所	全30箇所
		実績値	全17箇所	全20箇所	全20箇所

ii くだまつサンサン体操

健康づくりの団体に講師を依頼し、年1回各グループに体操の正しい方法の復習・習得の指導を実施しました。また、担当保健師が、サポーターのグループ活動が継続できるように、年1回健康教育や活動支援を行っています。

多くのグループが長年継続して活動している一方で、新規サポーターの減少、加えて参加者やサポーターの高齢化が進んでいることから、継続して活動することが難しくなっています。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
くだまつ サンサン 体操	箇所数	目標値	19箇所	19箇所	19箇所
		実績値	19箇所	19箇所	—
	延人数	目標値	390人	390人	390人
		実績値	329人	310人	—

iii イスを使ったくだまつサンサン体操(元気アップ教室OB会)

元気アップ教室終了後に、「イスを使ったくだまつサンサン体操」を参加者が主体となっていて行っています。体操をより効果的に実施するために、講師を派遣しています。

参加者が減少しているグループがあり、既存グループの基盤づくりが必要となっています。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
イスを 使った くだまつ サンサン 体操	箇所数	目標値	15箇所	15箇所	15箇所
		実績値	18箇所	19箇所	20箇所
	延人数	目標値	250人	250人	250人
		実績値	271人	318人	300人

iv ノルディックウォークOB会

ノルディックウォーク教室終了後に、参加者が「NPO法人くだまつ絆星スポーツクラブ」と合同で主体的に実施しています。月に1回、市の委託事業所から、指導員の講師派遣を行っています。ノルディックウォーク教室と比較してOB会は運動負荷が高く、新規参加者の定着が難しい状況です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
ノルディック ウォーク OB会	箇所数	目標値	1箇所	1箇所	1箇所
		実績値	1箇所	1箇所	1箇所
	延人数	目標値	150人	150人	150人
		実績値	139人	156人	150人

v アクアピア教室OB会

2021年度（令和3年度）に3回（当初計画では計12回）実施後、新型コロナウイルス感染症の拡大、開催場所であるプールの使用中止に伴い、OB会は終了しました。参加者には、他の一般介護予防事業の紹介を行いました。

本事業の代替え事業の検討が必要です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
アクアピア 教室OB会	箇所数	目標値	1箇所	1箇所	1箇所
		実績値	1箇所	0箇所	—
	実人数	目標値	15人	20人	20人
		実績値	8人	0人	—
	延人数	目標値	125人	150人	150人
		実績値	20人	0人	—

vi 脳ひらめき教室

レクリエーションスタッフと保健師で、教室のフォローを年3回実施し、2021年度（令和3年度）は交流会、2022年度（令和4年度）はくだまつサンサン体操と脳ひらめき教室で合同交流会を実施しました。

多くのグループが長年継続して活動していますが、新たにサポーターになる人は少なく、参加者やサポーターの高齢化により活動が困難になり、活動を中止するグループがあります。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
脳ひらめき 教室	箇所数	目標値	24箇所	24箇所	24箇所
		実績値	22箇所	21箇所	—
	延人数	目標値	350人	350人	350人
		実績値	297人	276人	—

c 講演会など

i 認知症講演会

各年1回、講演会を実施し、認知症の正しい知識の普及啓発に努めました。

地域で活動している講師の人材についての情報収集が不足しており、新しい講師の発掘が必要です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
認知症 講演会	実施回数	目標値	1回	1回	1回
		実績値	1回	1回	1回
	参加人数	目標値	100人	100人	100人
		実績値	91人	91人	200人

ii 地域づくり講演会(旧アラカン講演会)

各年1回、講演会を実施し、高齢者の社会参加や安心して暮らせるまちづくりの普及啓発に努めました。より多くの人に参加してもらうために、内容や周知方法の工夫が必要です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
地域づくり 講演会	実施回数	目標値	1回	1回	1回
		実績値	1回	1回	1回
	参加人数	目標値	100人	100人	100人
		実績値	60人	48人	100人

iii 介護予防手帳の配布

窓口や介護予防教室等で介護予防手帳を配布し、介護予防手帳の使い方の理解促進を図りました。

iv 介護支援ボランティアポイント制度

2020年度（令和2年度）から新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの高齢者施設などでボランティアの受け入れがなく、大幅にボランティア活動が制限されたまま、ボランティア活動の回復が見られていません。

また、現行のボランティアポイント制度は、施設でのボランティアに限定しているため、制度の見直しを検討することが必要です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
介護支援 ボランティ アポイント 制度	実人数	目標値	184人	202人	222人
		実績値	132人	129人	—
	延人数	目標値	1750人	1950人	2150人
		実績値	372人	146人	—

(ウ) 通いの場の拡充

a ふれあい・いきいきサロン等活動支援

活動のお世話役となる担い手が見つからず、通いの場の新規立ち上げに至らないため、通いの場は増加していません。また、参加者の高齢化や人数が少なくなること、活動をやめてしまうグループもあり、既存グループの基盤づくりも必要となっています。

通いの場の参加者は、75歳以上の後期高齢者がほとんどであり、65歳以上75歳未満の前期高齢者の参加は少なく、現在よりも広い年代に参加してもらうための周知も必要です。

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
通いの場の数	箇所数	目標値	80箇所	84箇所	89箇所
		実績値	62箇所	62箇所	62箇所

(エ) 介護予防対象者の把握

通いの場に参加する高齢者については、健康状態や生活実態の把握を、基本チェックリストや質問票を用いて行っています。通いの場に参加していない高齢者については、地域住民や民生委員、地域包括支援センター等からの情報提供により状態を把握しています。

(オ) 保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を、2022年度（令和4年度）から開始しました。高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）事業については、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。

また、通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）については、医療専門職が年数回程度、通いの場に訪問し、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を行い、必要に応じてサービスや受診勧奨に繋げる等の支援を実施しています。

2022年度（令和4年度）から開始した事業であり、事業の効果については今後、経年比較をする必要があります。また、個別的支援（ハイリスクアプローチ）においては、協力医療機関の数が少なく、保健指導の対象者が限られてしまうことから、より多くの人に対して保健指導が実施できるような実施体制づくりが必要です。

③ 社会参加の促進と生きがいづくり

ア 社会参加機会などの充実

(ア)地域活動組織支援事業

米川地区において、ボランティアによる買い物支援を通じた高齢者の見守り活動（米川あったか便）を、年間を通じて行いました。

新型コロナウイルスの感染症拡大により、運行を中止することもありましたが、年間を通じて行いました。担い手である運転手・補助員が減少していることから、新たな担い手の発掘が必要です。

また、米川地区以外においても、活動機会の創出や地域活動の推進のため、地域活動の担い手の発掘・育成・支援を行うことが必要です。

(イ)高齢者バス利用助成事業

2021年度（令和3年度）に所得要件の撤廃、2022年度（令和4年度）に対象年齢を引き下げたことで、利用者が年々増加しています。高齢者の自動車運転免許証返納に伴い、公共交通機関の需要が高くなっているため、対象要件の見直しや対象者の拡大を検討する必要があります。

(ウ)敬老事業

2021年度（令和3年度）から敬老祝金及び長寿記念品贈呈の対象者を変更し、下松市社会福祉協議会に委託している敬老会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止や規模を縮小して対応しました。敬老祝金については、対象者の増加、支給方法が課題となっていることから、事業内容や継続についての検討が引き続き必要です。

敬老会は、運営に携わる下松市社会福祉協議会や民生委員、自治会等の関係者の負担が増加しており、敬老会のあり方についての検討が必要です。

(エ)老匠位選奨事業

2021年度（令和3年度）に4名、2022年度（令和4年度）に3名の認定を行いました。高齢者の生きがいづくりの一環となっていますが、該当者が減少し、選定が難しくなっています。事業を継続するためには、認定者の選定方法や内容の見直し等を行う必要があります。

(オ)下松市老人集会所・老人作業所の管理運営

施設の老朽化により利用が減っていた山根老人集会所、一本松老人集会所を解体し、利用のある老人集会所は、設備の修繕等を行いました。多くの施設が老朽化しており、定期的な修繕が必要となっていることから、利用頻度が減少している老人集会所については、施設の維持管理の面から施設の在り方について検討する必要があります。また、委託をしている運営委員会役員の高齢化により、維持管理が難しくなっている施設もあります。

(カ)下松市地域交流センターの管理運営

新型コロナウイルス感染症対策による利用制限やワクチン接種会場として長期に使用したことから、一般の使用が制限されていました。施設が市街地から離れているため、利用の際の交通手段が限られています。また、建設から30年余りが経過し、設備の定期的な修繕等の維持管理が必要となります。

(キ)老人福祉会館などの事業運営(下松市社会福祉協議会)

新型コロナウイルス感染症対策により、施設の利用が制限されていました。老朽化した設備の維持管理が課題となっています。

(ク)ボランティアグループ

下松市社会福祉協議会に登録されている団体を対象に、ボランティア連絡会を開催し、グループ同士の親睦・交流・情報交換の場となりました。また、ボランティアの担い手確保のため、「ふくし担い手養成講座」を開催しましたが、次世代の担い手不足、リーダーや役員の固定化、会員の高齢化による活動の縮小、会員減少などの課題があります。

(ケ)老人クラブの助成

新型コロナウイルス感染症対策により、スポーツ大会等の行事が中止され、活動が制限された部分もありましたが、地域における清掃活動や交通安全活動などに取り組みました。しかしながら、老人クラブの数や会員数の減少により、休止になる老人クラブもあり、事業の継続について検討する必要があります。

(コ)下松市シルバー人材センターへの支援

下松市シルバー人材センターに対して、市道や公園の草刈り業務等の委託、運営のための補助金を交付しました。

企業の雇用年齢が伸び続けており、シニアの中でも若手にあたる前期高齢者の会員数が伸び悩んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、下松市シルバー人材センターが受注する件数が減少しています。

(サ)公民館活動

生涯学習の場として、趣味の講座や文化教室、スポーツサークル等を開催し、公民館で学ぶことを通じて、高齢者の心身の健康維持、地域の絆づくりを支援しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開設する講座数や参加者数が減少しました。

④ 生活のニーズに応じたサービスの提供

ア 在宅生活を支える制度の充実

(ア)高齢者バス利用助成事業(再掲)

2021年度（令和3年度）に所得要件の撤廃、2022年度（令和4年度）に対象年齢を引き下げたことで、利用者が年々増加しています。高齢者の自動車運転免許証返納に伴い、公共交通機関の需要が高くなっているため、対象要件の見直しや対象者の拡大を検討する必要があります。

(イ)緊急通報装置設置事業

年々利用者が増加傾向にあります。2023年度（令和5年度）に、民生児童委員協議会の定例会において、委託業者と連携して緊急通報装置の説明を実施しました。

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、対象要件の緩和等を検討していく必要があります。

(ウ)食の自立支援事業

2022年度（令和4年度）に自己負担額の見直しを行い、課税世帯400円を500円に、非課税世帯350円を400円にしました。利用者数が減少傾向にあると同時に、民間事業所が充実しており、利用者が選択できる環境となっていることから、行政が行う配食サービスについて、存続も含めて検討していく必要があります。

(エ)在宅高齢者等紙おむつ給付事業

給付要件が不明瞭だったため、2022年度（令和4年度）に要綱の改正を行い、判断基準を設定しました。また、以前は民生委員を通じて申請をしていましたが、各自で申請を行う方式に変更しました。申請方式を変更したことにより、新規申請の増加や民生委員・児童委員の負担軽減を図ることができました。

(オ)移送サービス費助成事業

サービスの利用者が少ない状況が続いており、利用者も固定化しつつあるため、事業の更なる周知が必要です。

(カ)寝具乾燥事業

年々利用者が減少しており、新規申請も少なくなっています。事業開始当初に比べ、介護保険サービス等が充実しているため、利用者のニーズを見極めながら、事業の見直しを検討していく必要があります。

(キ)高齢者訪問理美容助成事業

新規申請はありますが、サービスの利用者が少ない状況が続いています。給付要件が不明瞭であり、申請方法や事業内容の周知が不足しています。

給付要件の明確化や申請方法の見直しが必要です。

(ク)訪問介護利用助成事業

サービスの利用者が少ない状況が続いています。また、新規申請も少なくなっています。

条件に該当していても申請がない場合は、助成を受けることができないため、サービスの利用者や事業所、ケアマネジャーに対して事業の周知を図る必要があります。

(3)災害に備えた避難支援体制づくり

①要配慮者避難支援体制づくり

ア 避難行動要支援者避難支援制度の推進

(ア)避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)作成

避難時に支援が必要な高齢者等に対して、コーディネーターが訪問を行い、個別計画を作成し、避難を支援する団体に情報提供を行いました。個人情報をごどこまで提供するかを検討する必要があります。また、避難時に計画どおりにスムーズに行動が移せるか、シミュレーション等が必要になります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
避難行動要支援者避難 支援プラン作成件数	目標値	400件	430件	460件
	実績値	580件	576件	550件(3月末)

(イ)防災ラジオを活用した早期避難の推進

防災ラジオの無償貸与により、避難等の必要な情報を得るための選択肢が増え、避難行動に繋がれるようにしました。しかしながら、実際の災害時に防災ラジオがどれ位活用されたかが検証されておらず、今後どのように活用していくか確認が必要となります。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
防災ラジオ貸与件数	目標値	400件	430件	460件
	実績値	543件	598件	570件(3月末)

(ウ)災害時福祉タクシー利用助成

避難が必要な人への移動手段として、有効な方法ですが、利用実績としては2021年度(令和3年度)の1件にとどまっています。

制度についての認知度が低いことに加え、避難所開設時に避難所への移動だけでなく、支援者宅等の安全な場所への移動にも使用できることも知られていない状況です。

イ 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

(ア)円滑な福祉避難所の開設・運営

2023年（令和5年）5月末時点、11法人21施設と協定を結び、必要な物資の備蓄を行っていますが、災害時に社会福祉法人等が運営する施設が福祉避難所として開設されることが避難対象者に周知されていません。また、高齢や障害等の状況に応じた避難先が、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に活用されていません。

		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度見込 (令和5年度)
協定締結法人との訓練などの実施回数	目標値	1回以上	1回以上	1回以上
	実績値	2回	2回	1回

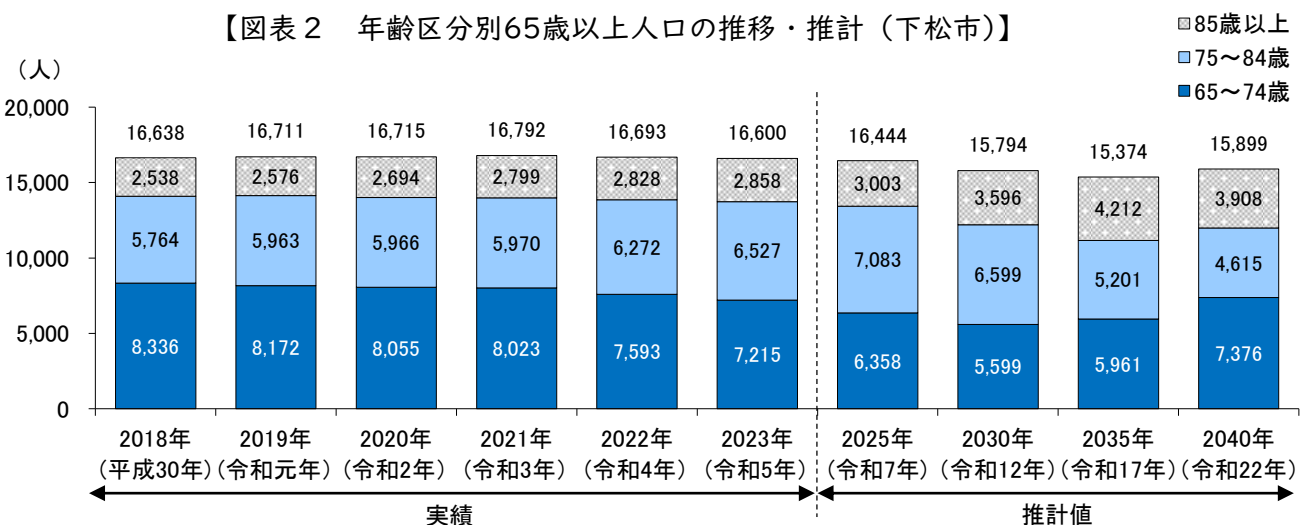
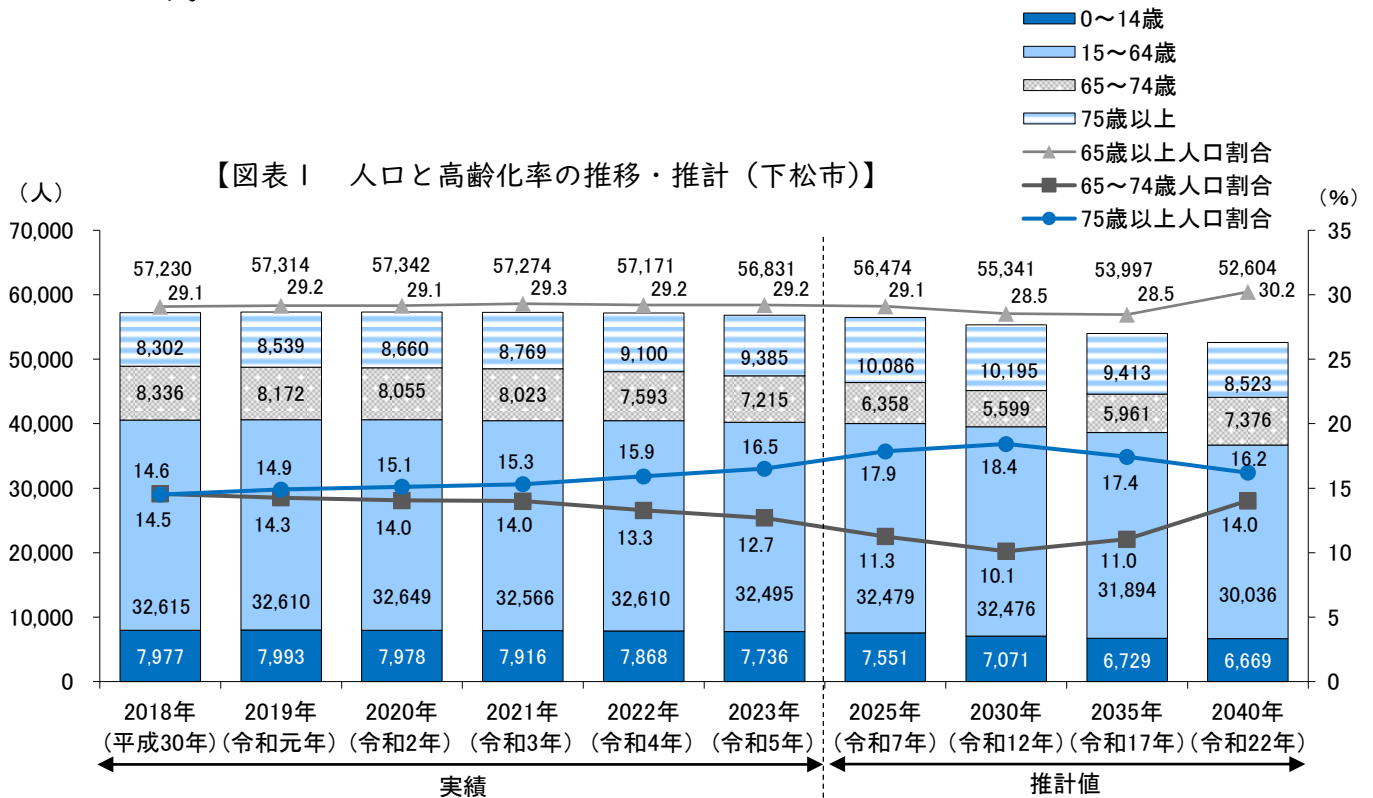
ウ 社会福祉施設などに対する災害対策などに関する取組の推進

くだまつメール等の活用で速やかな情報提供を行い、災害に対する事前準備に対応しましたが、必要な物資の種類や数量の把握ができていない状況です。

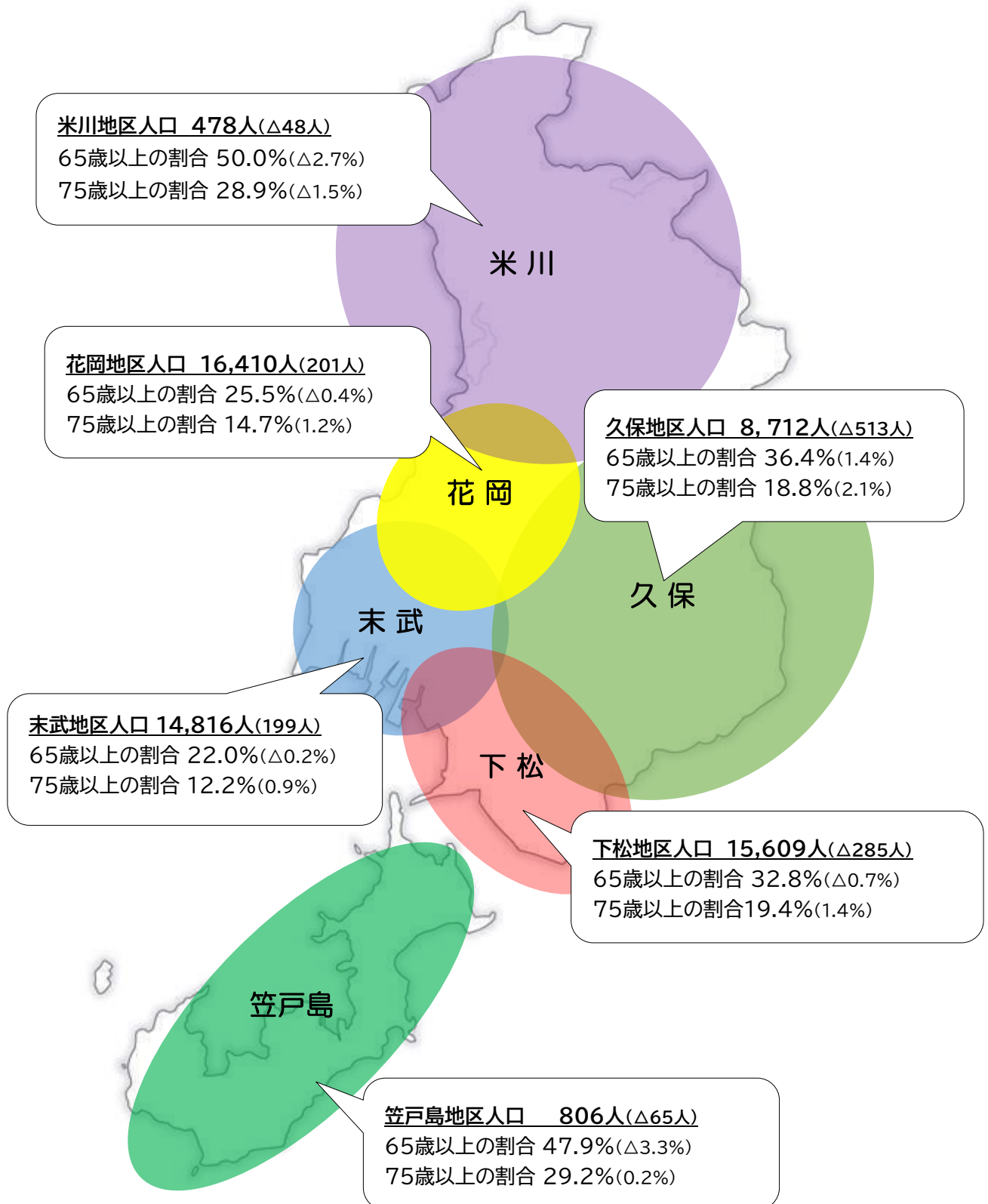
2 高齢者を取り巻く現状

(1)人口の推移と推計

本市の住民基本台帳人口による総人口は横ばいで推移していますが、75歳以上の後期高齢者は65～74歳人口の割合を上回っており、今後16%以上で推移すると見込まれます。



市内地区別の人口と高齢化率

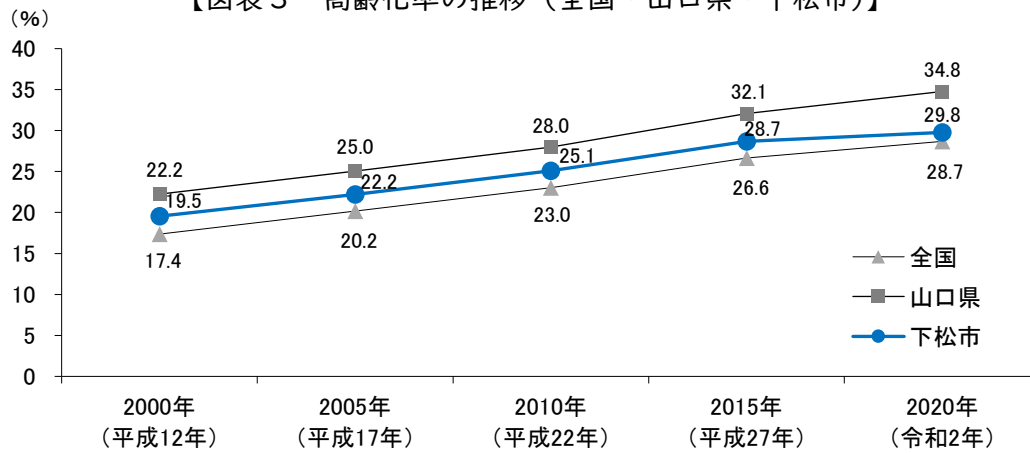


※2023年(令和5年)9月30日現在住民基本台帳、()内は2020年(令和2年)9月30日現在からの増減

(2)高齢化率の推移

本市の高齢化率は、全国より高く推移しており、2020年（令和2年）には29.8%となっています。

【図表3 高齢化率の推移（全国・山口県・下松市）】



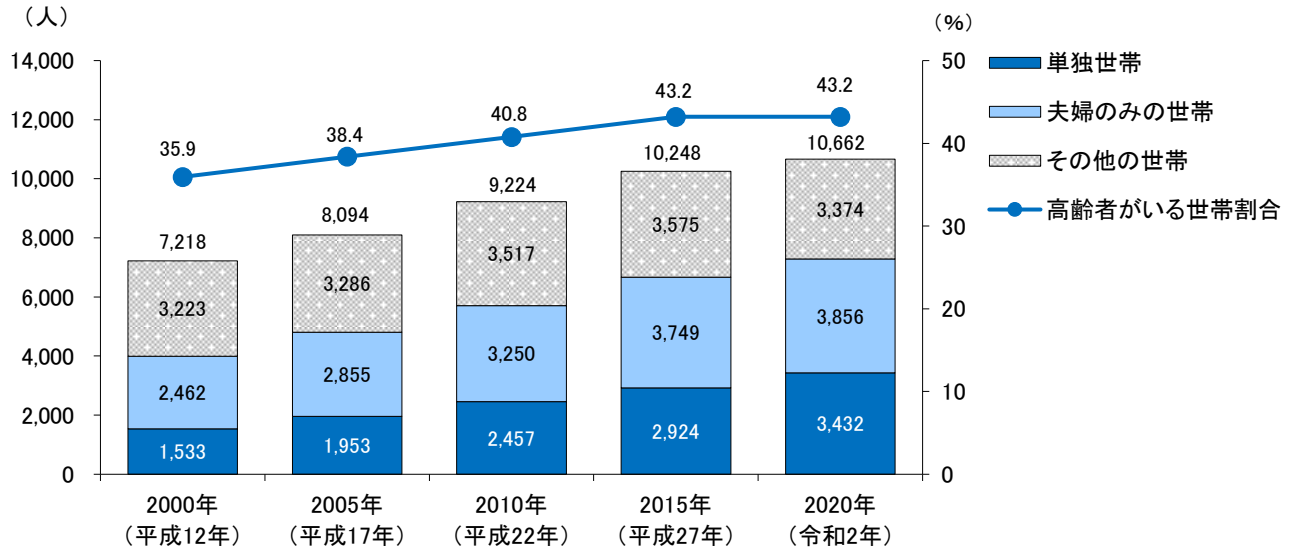
区分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年度)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
全国	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.7%
山口県	22.2%	25.0%	28.0%	32.1%	34.8%
下松市	19.5%	22.2%	25.1%	28.7%	29.8%

資料：国勢調査

3 世帯の推移

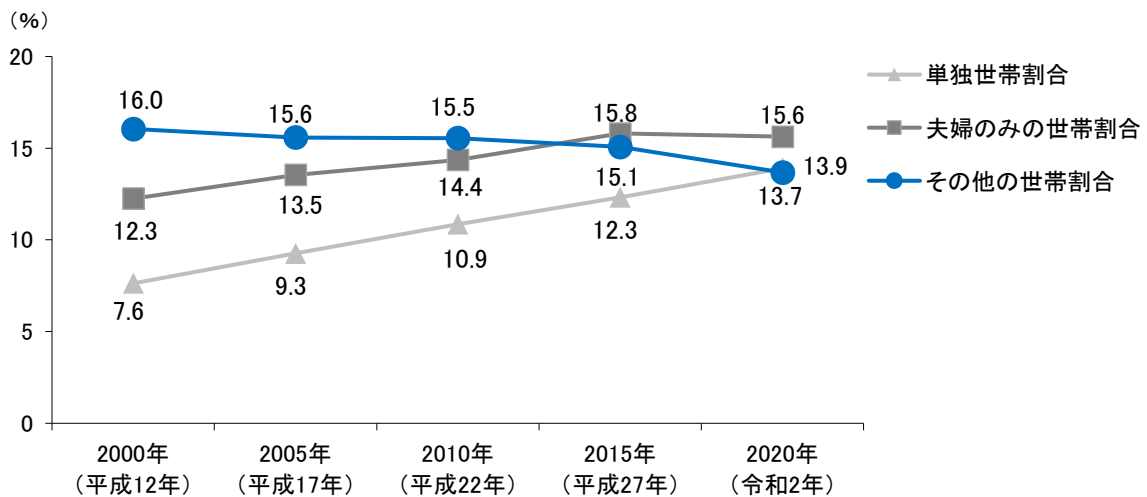
本市の国勢調査による65歳以上の高齢者がいる世帯は増加しており、一般世帯に占める割合も上昇しています。単独世帯の伸びが大きくなっています。

【図表4 高齢者がいる世帯数と一般世帯に占める割合（下松市）】



資料: 国勢調査

【図表5 家族類型別高齢者がいる世帯割合（下松市）】



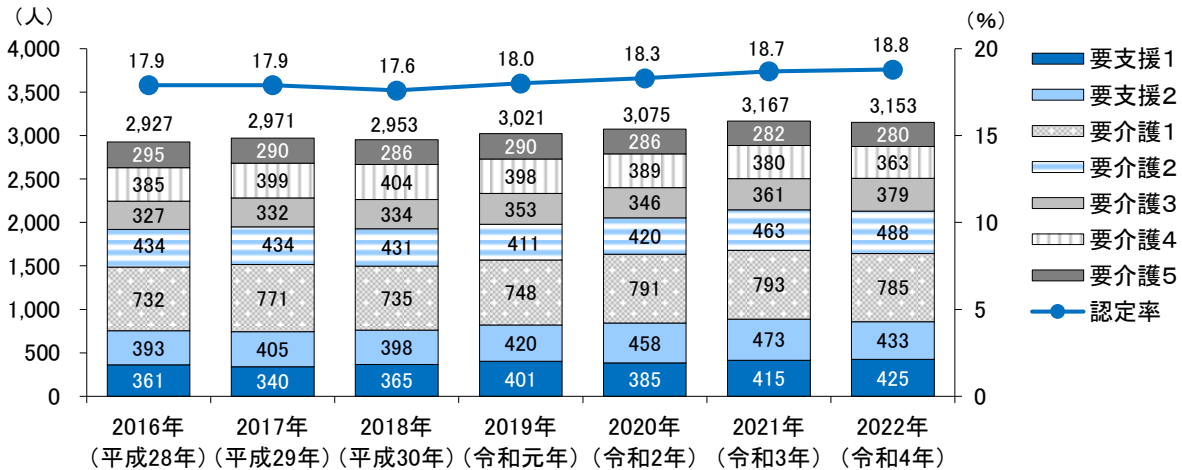
資料: 国勢調査

4 要支援・要介護認定者の状況

(1) 認定者数と認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数は年度によって増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

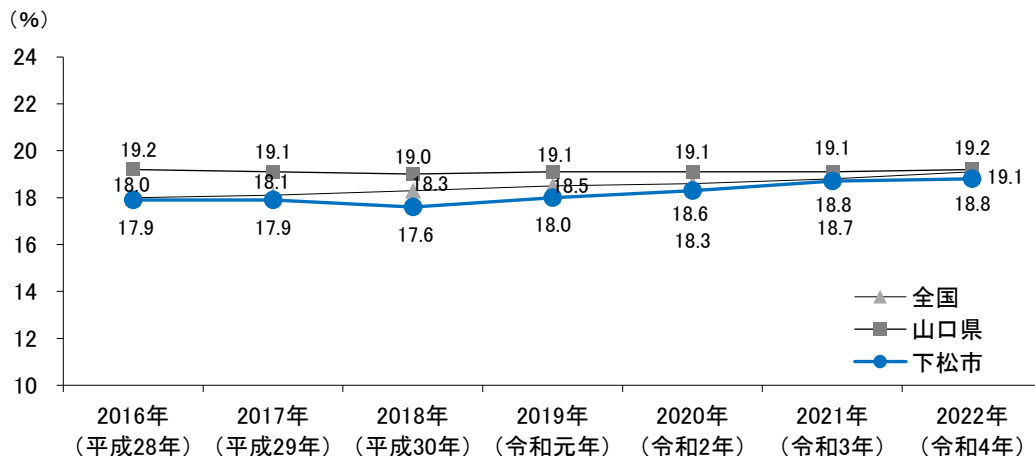
【図表6 認定者数、認定率の推移（下松市）】



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報9月末時点）

本市の第1号被保険者数に占める認定率は17.6～18.8%で推移しており、全国、山口県と比較すると低くなっていますが、差は小さくなっています。

【図表7 認定率の推移（全国・山口県・下松市）】

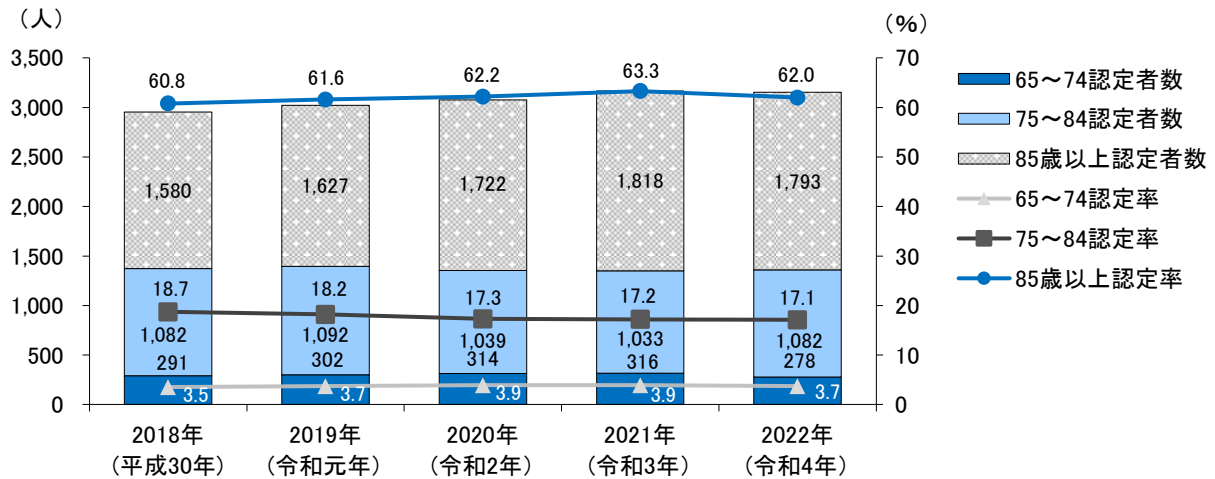


資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報9月末時点）

(2)年齢区分別の認定者数と認定率の推移

本市の2022年（令和4年）9月末の85歳以上の要支援・要介護認定者数は1,793人であり、認定者数の5割以上を占めています。

【図表8 年齢区分別の認定者数と認定率の推移（下松市）】



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報9月末時点）

5 アンケート調査結果の概要

高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。

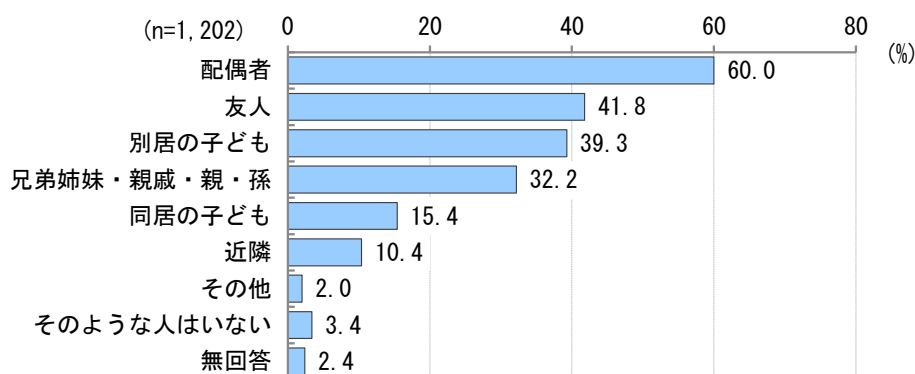
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

ア 心配事や愚痴を聞いてくれる人

- ・回答者の心配事や愚痴を聞いてくれる人について、家族や親戚、友人と回答した人の割合が高くなっている一方、聞いてくれる人はいない（「そのような人はいない」）との回答は男性1人暮らしで12.5%と高くなっています。

質問：あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人はどなたですか。

【図表9 あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人】



【図表10 あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（性・家族構成別）/一般高齢者】

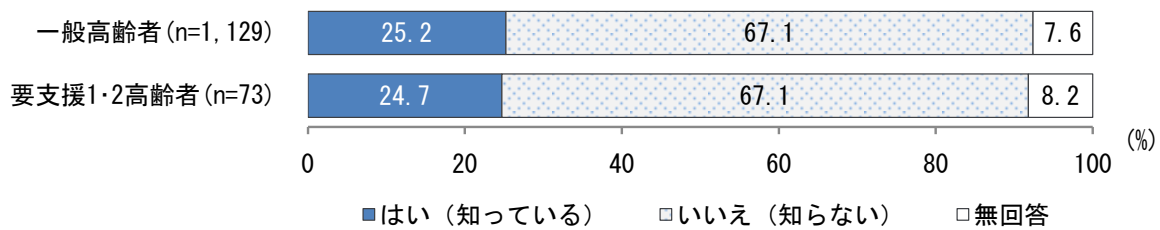
		配偶者	友人	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	同居の子ども	近隣	その他	そのような人はいない	無回答
全体 n= 1,129		61.6	42.2	38.7	32.7	15.2	10.2	2.1	3.4	2.2
性・家族構成別	男性 1人暮らし n= 56	3.6	32.1	42.9	25.0	1.8	8.9	1.8	12.5	3.6
	男性 夫婦2人暮らし n= 342	88.3	24.6	30.1	21.9	4.1	4.7	2.3	4.1	2.6
	男性 その他 n= 123	77.2	25.2	16.3	23.6	32.5	5.7	0.8	3.3	2.4
	女性 1人暮らし n= 132	1.5	66.7	50.0	43.9	0.8	25.0	1.5	4.5	0.8
	女性 夫婦2人暮らし n= 267	80.5	56.6	58.8	39.0	2.2	12.0	1.5	1.1	1.1
	女性 その他 n= 181	36.5	53.0	32.0	44.8	57.5	9.9	4.4	1.1	2.2

イ 認知症への対応

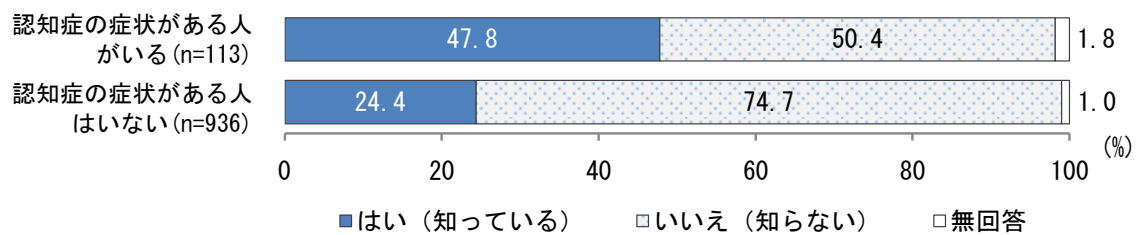
- ・ 認知症に関する相談窓口を知っている人の割合は2割台となっており、本人や家族に認知症の症状がある人においては47.8%となっています。

質問：認知症に関する相談窓口を知っていますか。

【図表11 認知症に関する相談窓口の認知度】



【図表12 認知症に関する相談窓口の認知度（本人や家族に認知症の症状がある人の有無別）/一般高齢者】

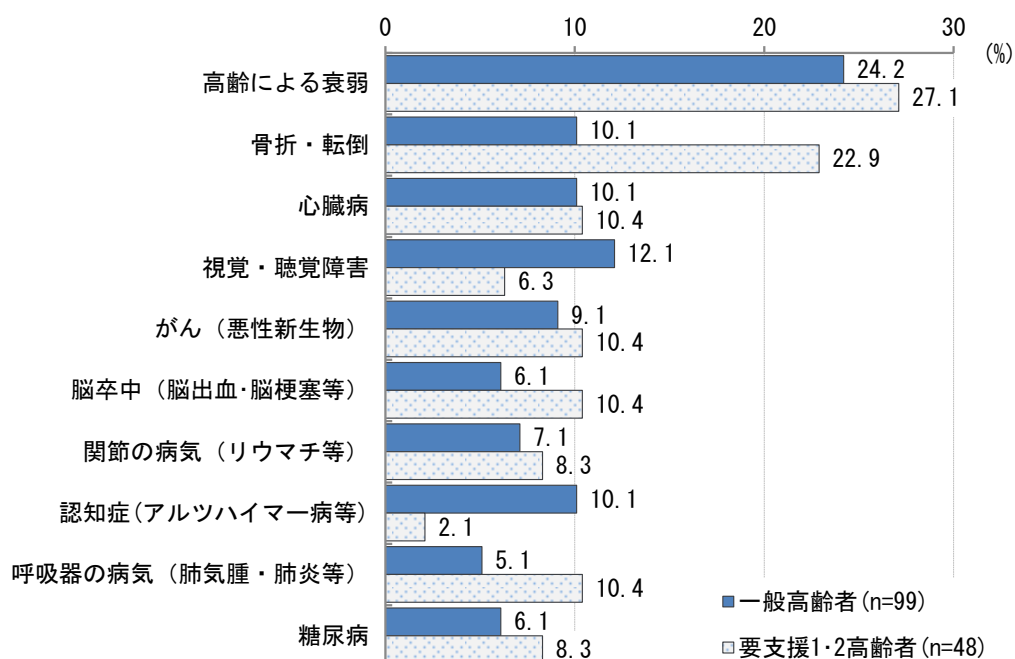


ウ 健康について

- ・介護・介助が必要となった要因について、「高齢による衰弱」と回答した人の割合が最も高く、要支援１・２高齢者では「骨折・転倒」も20.0%を超え高くなっています。

質問：介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。

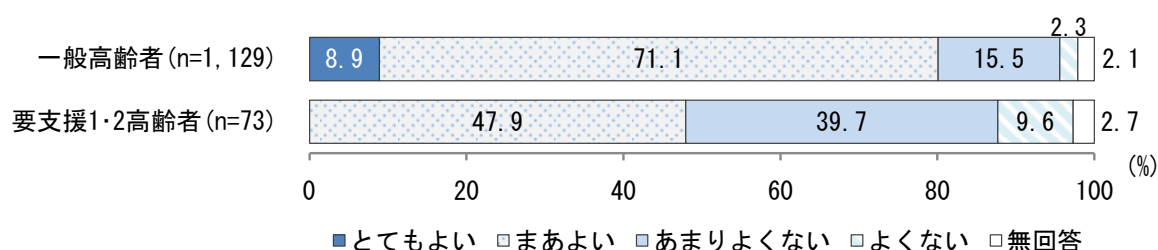
【図表13 介護・介助が必要になった要因（上位10項目）】



- ・現在の健康状態について、「よい」（「とてもよい」＋「まあよい」）と回答した人の割合は一般高齢者で80.0%、要支援１・２高齢者で47.9%となっているものの、要支援１・２高齢者では「とてもよい」との回答はありませんでした。

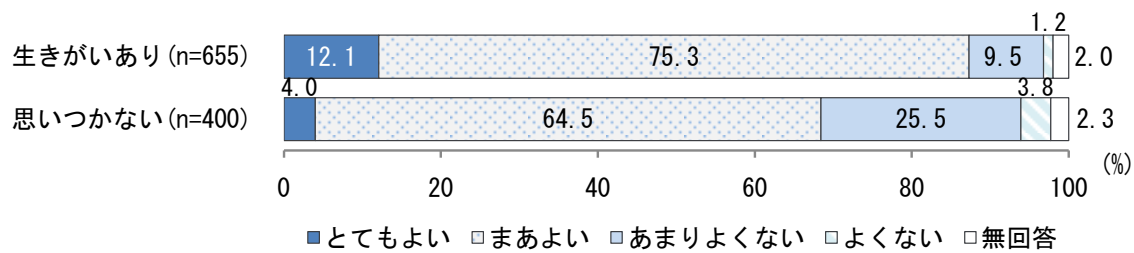
質問：現在のあなたの健康状態はいかがですか。

【図表14 現在の健康状態】

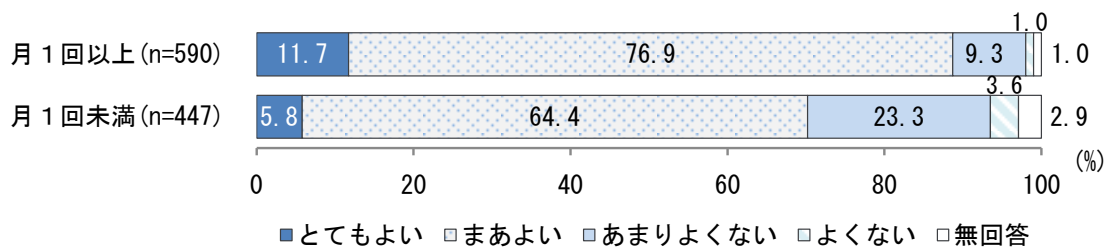


- ・現在の健康状態について、「よい」（「とてもよい」＋「まあよい」）と回答した人の割合は生きがいがある人、地域への参加頻度が高い人で高くなっています。

【図表15 現在の健康状態（生きがいの有無別）/一般高齢者】



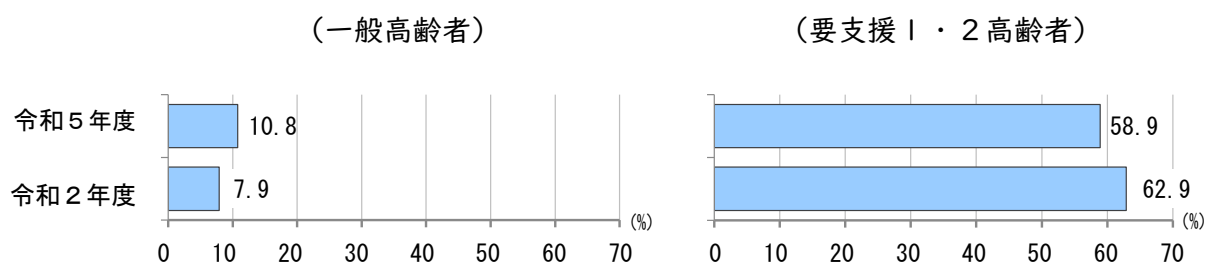
【図表16 現在の健康状態（地域での活動への参加状況別）/一般高齢者】



エ 要介護になるリスクの有無

- ・「運動器機能が低下している」状態に該当する人の割合は、一般高齢者で10.8%、要支援1・2高齢者で58.9%となっており、前回調査結果と比較すると大きな変化はみられません。
- ・一般高齢者では男女ともに85歳以上で高くなっています。

【図表17 運動器機能の低下】

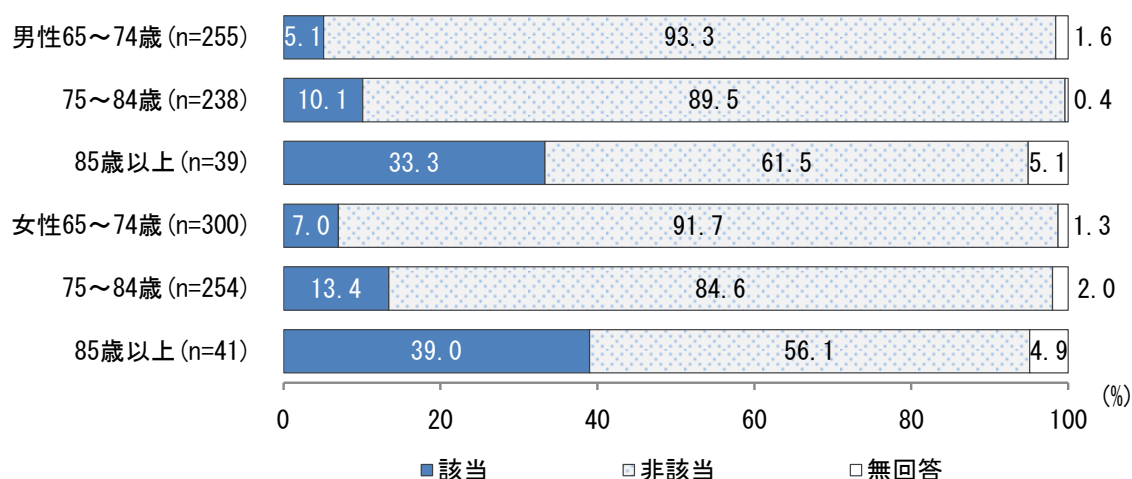


■運動器機能低下の判定は、下表の設問に対する該当選択肢を3項目以上選択した人が該当します。

設問	該当選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	できない
15分位続けて歩いているか	できない
過去1年間に転んだ経験があるか	何度もある 1度ある
転倒に対する不安は大きい	とても不安である やや不安である

※該当選択肢は、対象となるもののみ掲載しています。

【図表18 運動器機能の低下（性・年齢別）/一般高齢者】

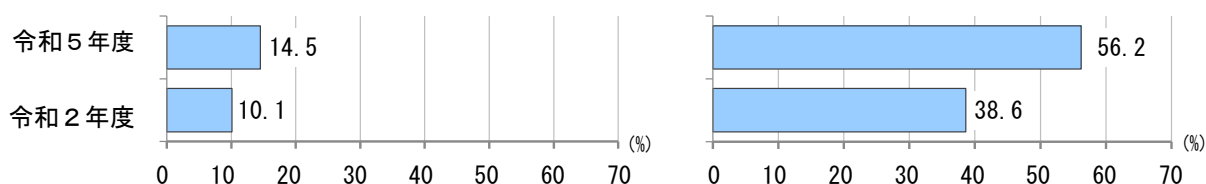


- ・「閉じこもり傾向がある」状態に該当する人の割合は、一般高齢者で14.5%、要支援1・2高齢者で56.2%となっており、要支援1・2高齢者では前回調査結果（38.6%）を17.6ポイント上昇しています。
- ・一般高齢者では男女ともに85歳以上で高くなっています。

【図表19 閉じこもり傾向】

（一般高齢者）

（要支援1・2高齢者）

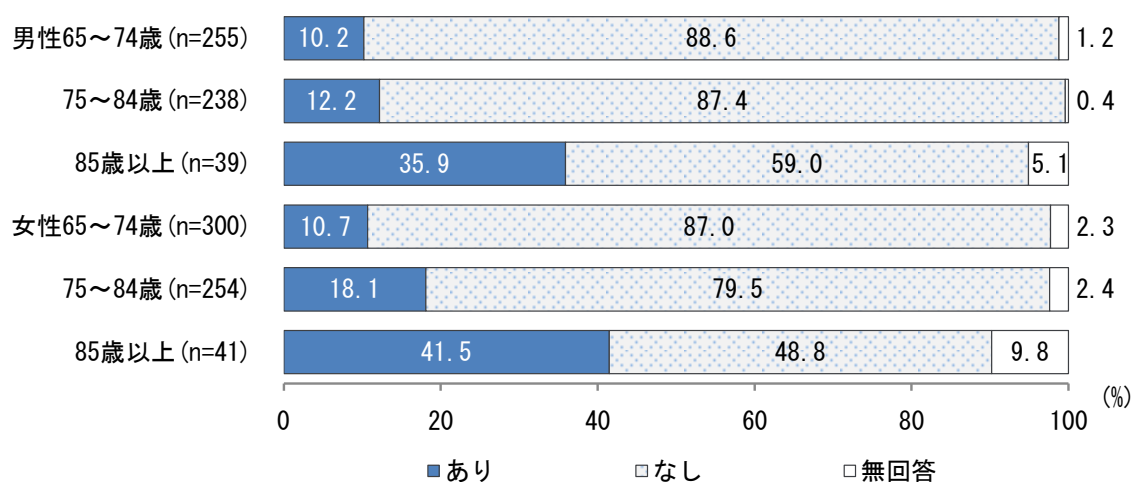


■ 下表の選択肢を回答した人が、閉じこもり傾向がある人に該当します。

設問	該当選択肢
週に1回以上外出している	ほとんど外出しない 週1回

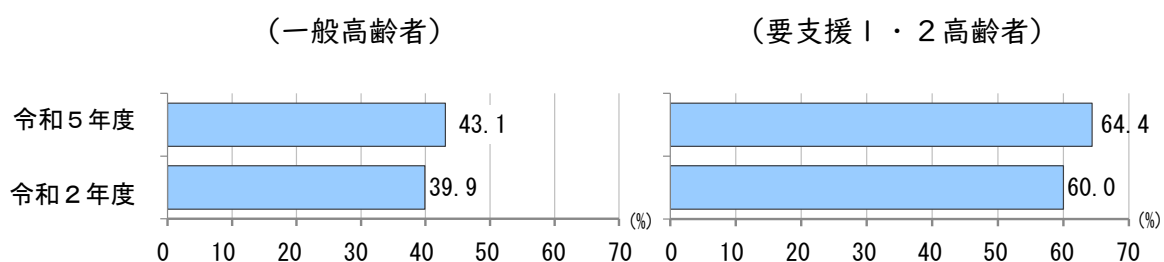
※該当選択肢は、対象となるもののみ掲載しています。

【図表20 閉じこもり傾向（性・年齢別）/一般高齢者】



・「うつの傾向がある」状態に該当する人の割合は、一般高齢者で43.1%、要支援1・2高齢者で64.4%となっており、前回調査結果と大きな変化はみられません。

【図表21 うつの傾向】



■ 下表のいずれかの選択肢を回答した人が、うつの傾向がある人に該当します。

設問	該当選択肢
1か月間に気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったことがあるか	はい
1か月間に物事に興味がわかない、心から楽しめない感じがよくあったか	はい

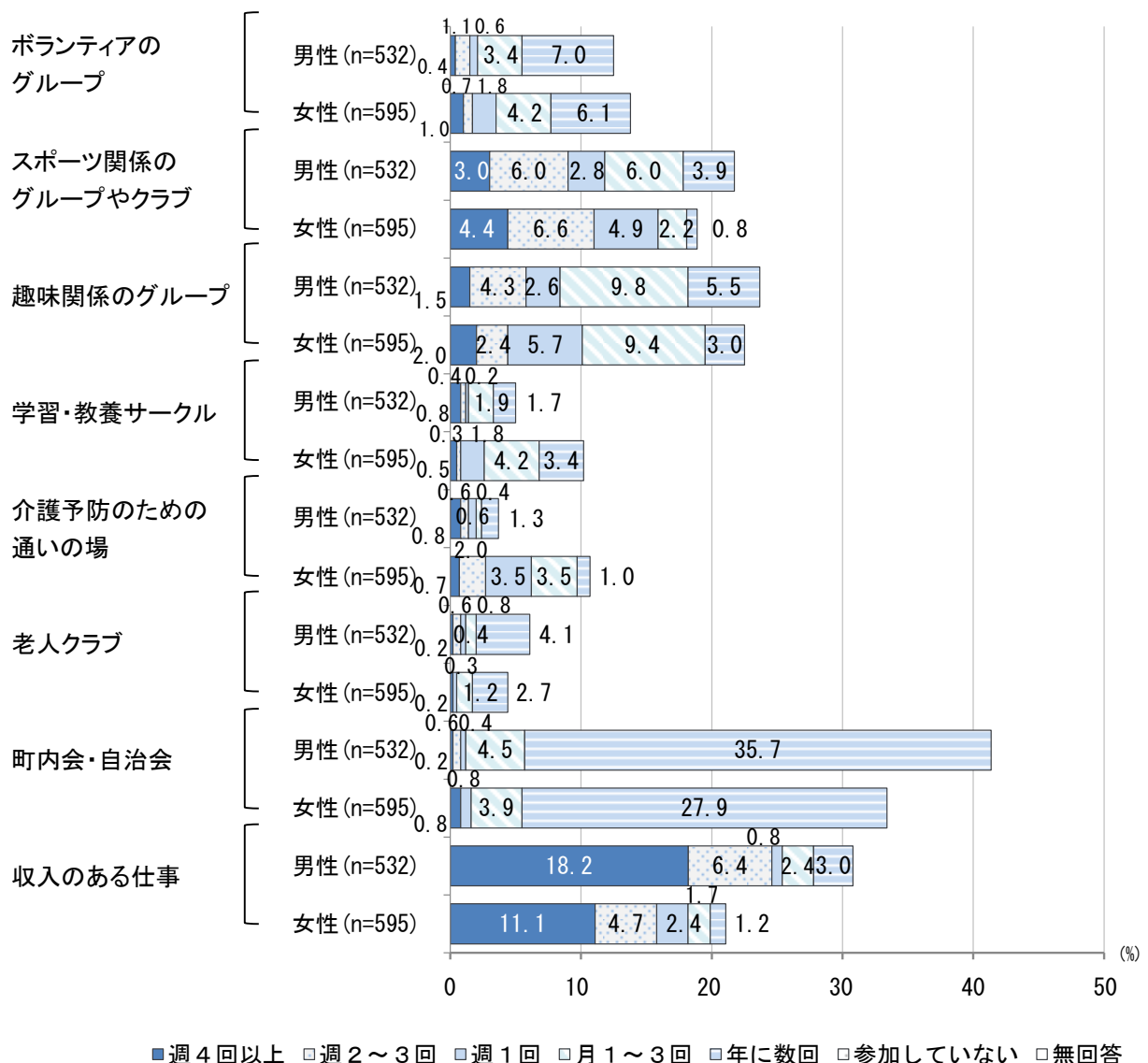
※該当選択肢は、対象となるもののみ掲載しています。

オ 地域での活動への参加

- ・一般高齢者では、グループ活動等に週1回以上参加している人の割合は「収入のある仕事」が男性で25.4%、女性で18.2%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が男性で11.8%、女性で15.9%、「趣味関係のグループ」が男性で8.4%、女性で10.1%と高くなっています。

質問：グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

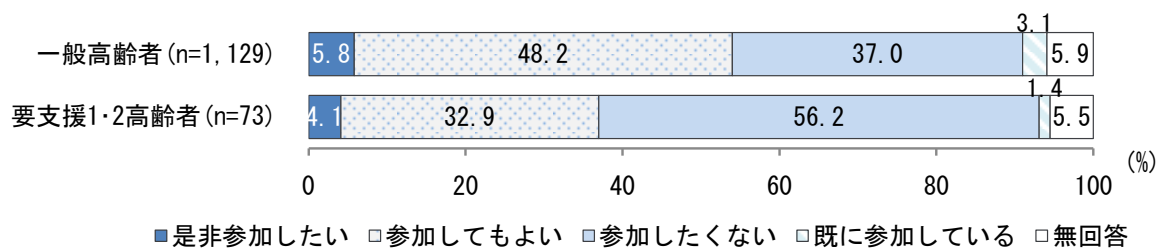
【図表22 地域活動、グループ活動等への参加頻度（性別）/一般高齢者】



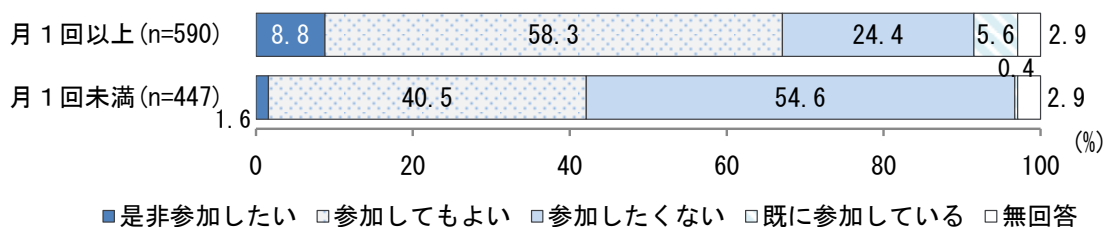
- ・健康づくり活動や趣味等のグループ活動等に参加者として参加意向がある（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）人の割合は一般高齢者で54.0%、要支援1・2高齢者で37.0%となっており、一般高齢者では、地域活動への参加頻度が月1回未満の人においても、参加意向がある人の割合は4割を超えています。

質問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

【図表23 地域づくりの活動への参加者としての参加意向】



【図表24 地域づくりの活動への参加者としての参加意向（地域での活動への参加状況別）/一般高齢者】



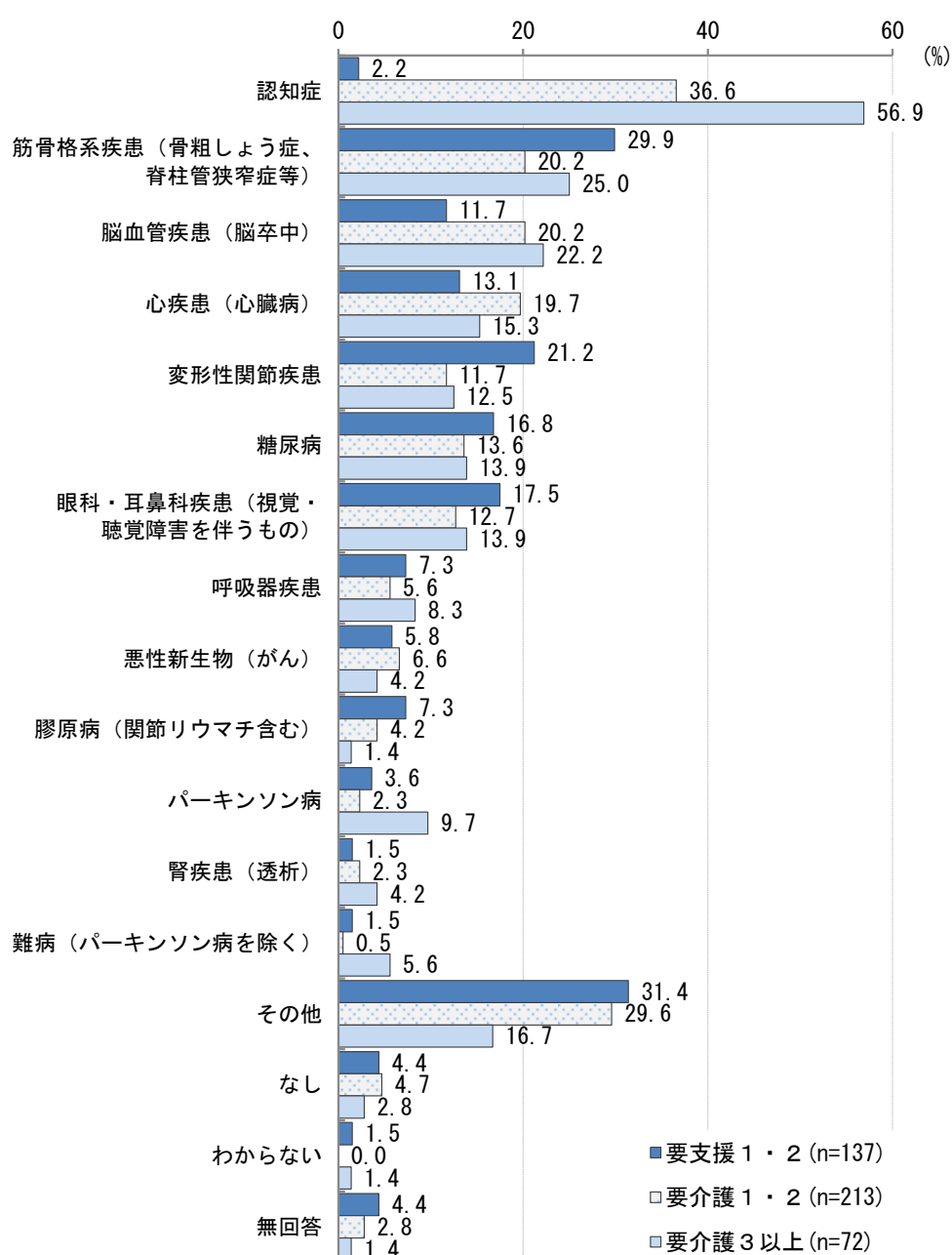
(2)在宅介護実態調査

ア 現在抱えている傷病

- ・「なし」、「わからない」、「無回答」を除くと、回答者の約9割の人が現在抱えている傷病があると回答しています。
- ・現在抱えている傷病について、「認知症」と回答した人の割合が要介護1・2高齢者で36.6%、要介護3以上高齢者で56.9%と高くなっています。

質問：ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください。

【図表25 現在抱えている傷病（要介護度別）】

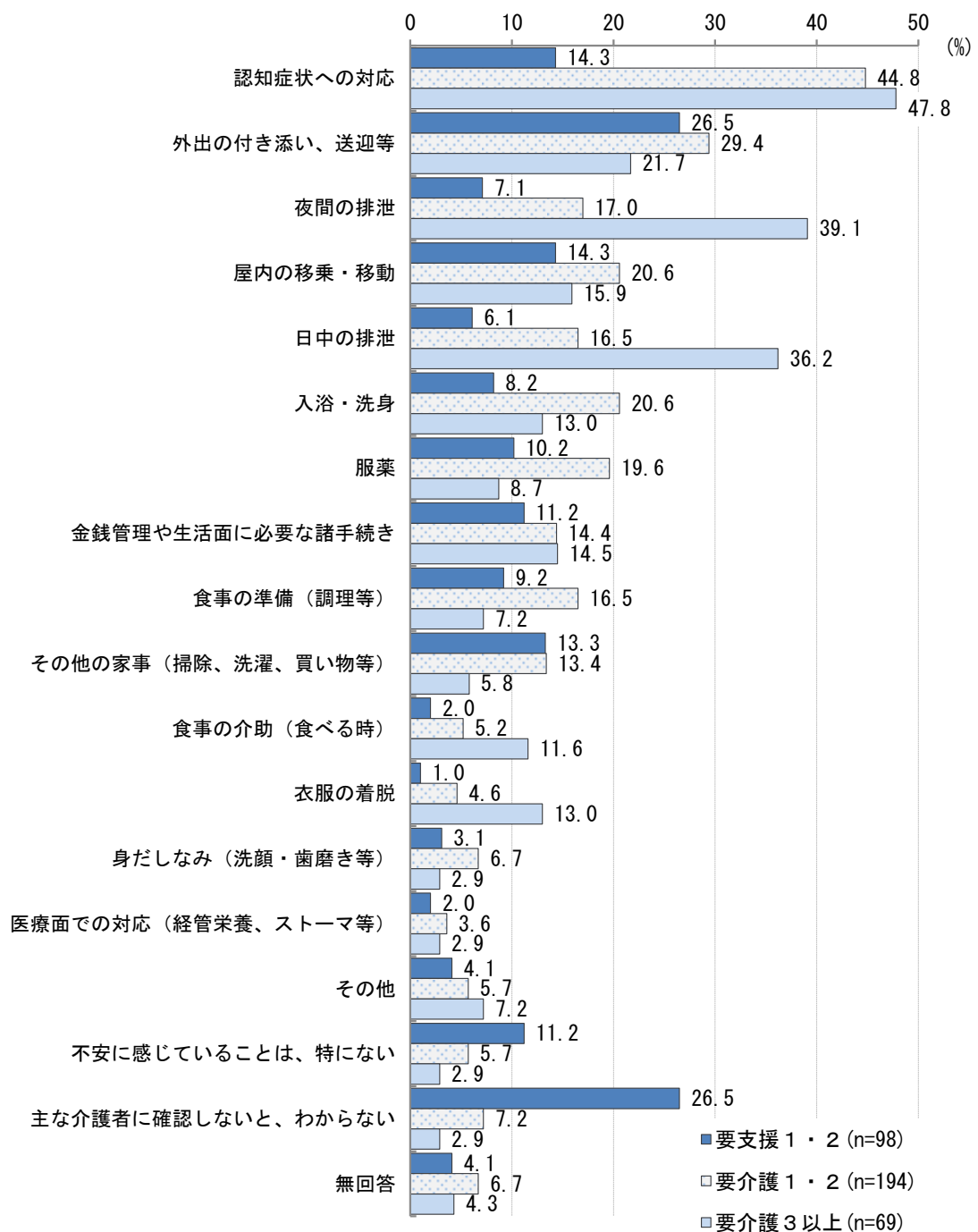


イ 在宅での介護

- ・現在の生活を継続していくうえで介護者が不安に感じる介護について、「認知症状への対応」と回答した人の割合は要介護1・2高齢者、要介護3以上高齢者で高くなっています。
- ・要介護3以上高齢者では認知症状への対応に加え、「夜間の排泄」、「日中の排泄」との回答した人の割合も高くなっています。

質問：現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください。

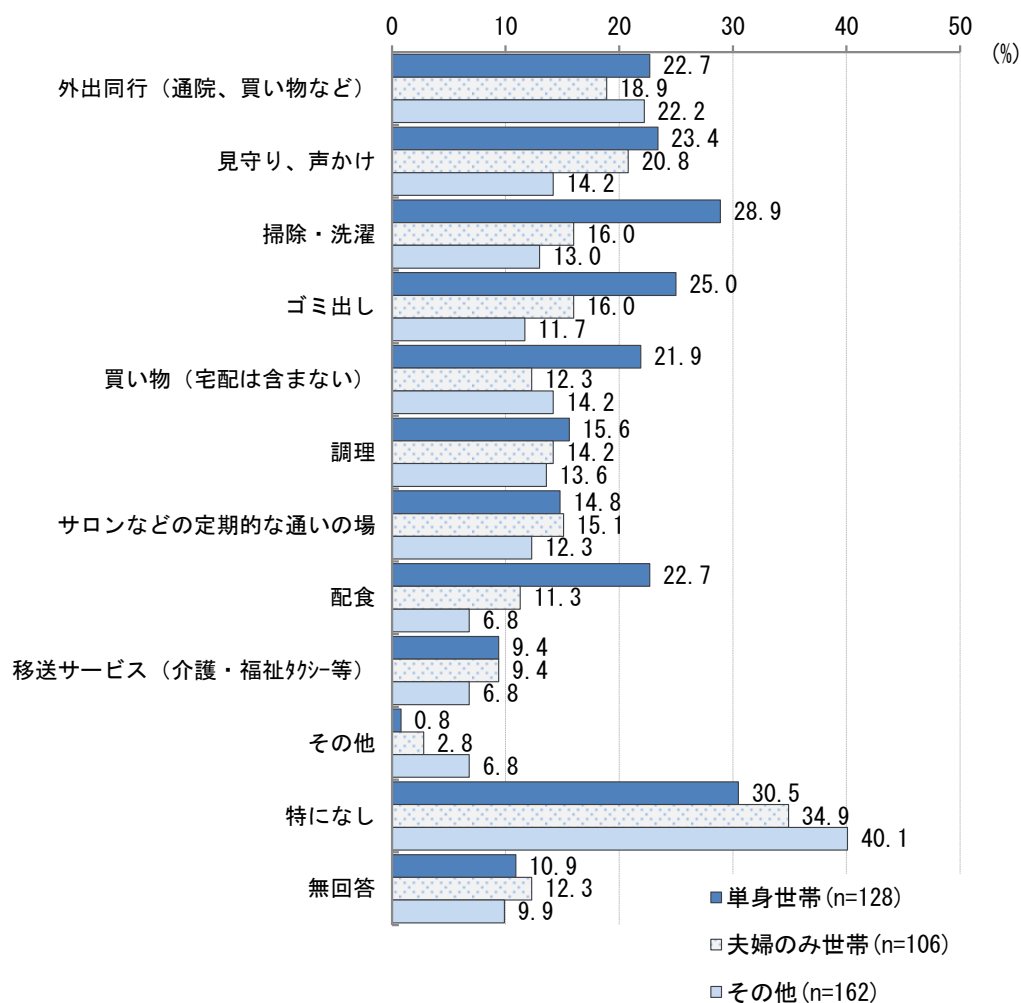
【図表26 介護者の方が不安に感じる介護（要介護度別）】



- ・今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、単身世帯では「掃除・洗濯」、「ゴミ出し」、夫婦のみ世帯では「外出同行（通院、買い物など）」、「見守り、声かけ」が上位となっています。

質問：今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、ご回答ください。

【図表27 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（家族構成別）】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**住み慣れた地域で、できる限り自立し、
つながり、共に支え合い、
安心して暮らすことができるまちづくり**

第八次計画においては、第七次計画の基本理念を継承し、「住み慣れた地域で、できる限り自立し、つながり、共に支え合い、安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念とします。

2020年（令和2年）に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。国の基本指針においては、今後高齢化が一層進む中で、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

第八次計画の基本理念と共生社会の理念に基づき、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域共生社会の実現に向け、全ての市民が、それぞれの役割を持ち地域づくりなどに参画し、共に支え合い、暮らすことができるまちを目指します。

2 基本方針

基本方針 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けるためには、住まいをはじめ日常生活を送るために必要な支援やサービスを受けるとともに、地域における支援体制づくりが重要です。

地域共生社会の実現に向け、支援を必要とする人が抱える複雑で複合的な地域課題を把握し、関係機関との連携などにより包括的・重層的な支援体制の構築を図ります。

認知症施策については、認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指します。

また、在宅生活を継続することや在宅看取りを支援するため、医療と介護の連携を更に強化し、切れ目のない医療と介護を提供できる体制づくりを推進します。

さらに、近年の災害発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から関係部局・関係機関と連携し、感染や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。

基本方針 2 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自身の能力に応じて自立した生活を送るための支援や環境づくりが必要です。

健康寿命の延伸を目指し、若い世代からの健康づくり支援に取り組むとともに、高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組めるよう支援を充実するとともに、高齢者本人の心身機能の向上を図るための介護予防事業の充実を図ります。

また、高齢者が身近な地域で参加できる生きがいづくりや交流の機会の充実、様々な活動に主体的に参画できる環境づくりを推進します。

基本方針 3 高齢者の生活を支える体制づくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して暮らすことができるよう、環境を整備する必要があります。

多様な生活支援のニーズに対応できるよう、地域の団体や事業者、住民等、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の充実を図るとともに、家族介護者への支援の充実を図ります。

また、高齢者の権利を守るため、虐待防止に向けた取組や権利擁護の取組を進めるとともに、就労や住まいの確保に向けた取組を推進します。

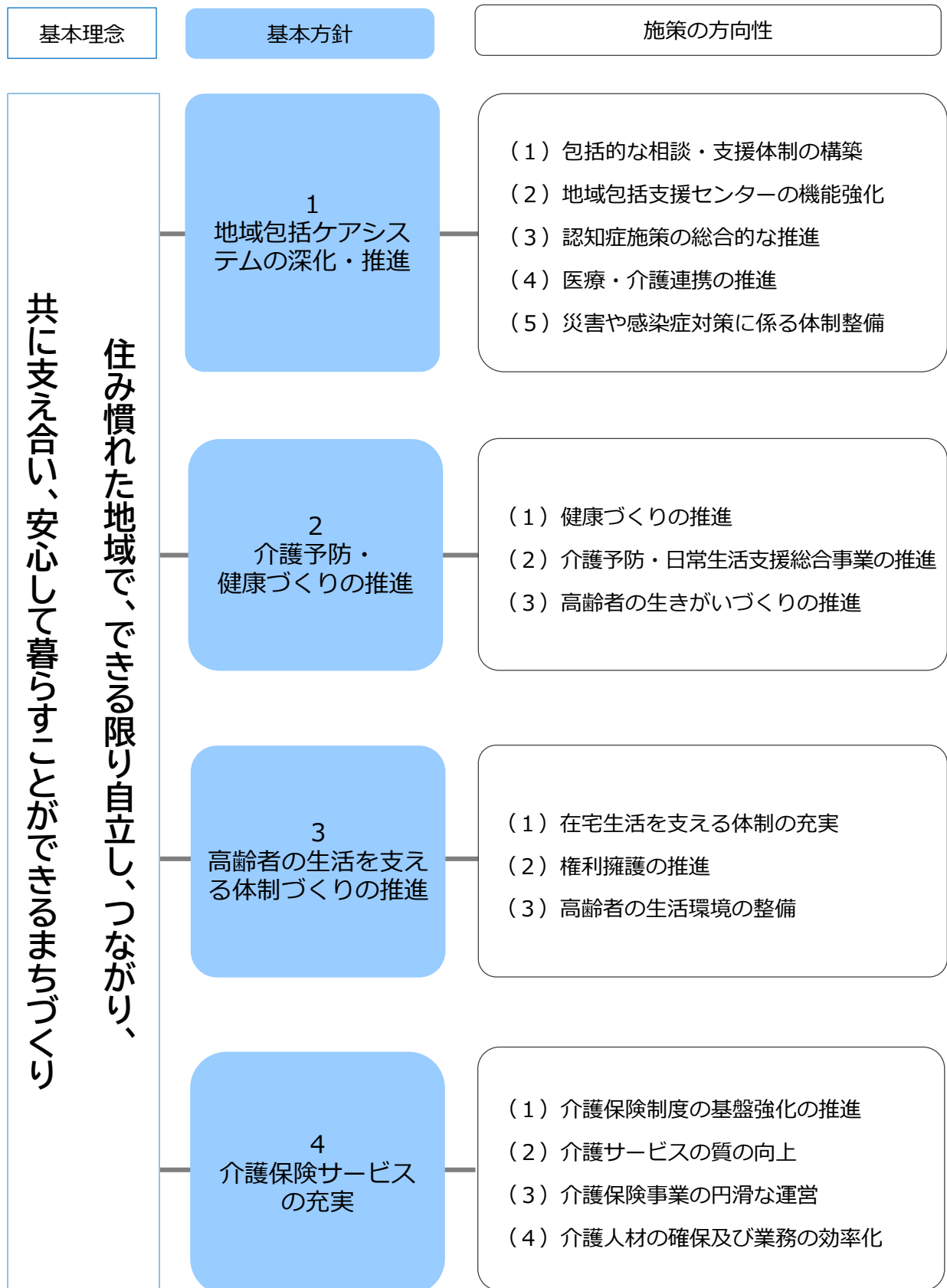
基本方針 4 介護保険サービスの充実

本市における介護保険サービスを、持続可能かつ良質なものとして維持するためには、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築が重要です。

適切な介護サービス等を提供するために、地域の実情などに応じた介護サービス体制の整備を図るとともに、適切な介護施設の整備を図ります。介護保険料との負担のバランスを考慮しながら、円滑な介護保険制度の運営に努めます。

また、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付適正化計画に基づき、介護給付の適正化に取り組みます。

3 施策体系



第4章 施策の推進

基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 包括的な相談・支援体制の構築

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、高齢化社会において、健康問題のみならず、障害、生活困窮、DV等の課題を抱える高齢者が増えています。さらに、ダブルケアやヤングケアラー、「8050問題」等の個人や世帯が抱える地域生活課題が複雑化・複合化しています。

複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整備します。

必要な支援を行うための連携体制の構築	担当課	高齢福祉課 地域福祉課
制度、分野が異なる相談に対して関係機関と連携をとりながら、包括的に受け止め、断らない相談支援体制づくりを推進します。 また、地域包括支援センターが中心となり、行政及び社会福祉事業や生活相談窓口である社会福祉協議会と連携を深めながら、支援体制の構築を推進します。		

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援する、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たす機関です。

今後も個人や地域の課題解決に向けて、相談体制の充実や地域ケア会議を推進し、支援体制の整備や機能強化を図ります。

地域包括支援センター相談体制の充実	担当課	高齢福祉課
地域包括支援センターは、高齢者にとって身近な相談窓口として機能しており、複雑化・複合化する高齢者などのニーズに対応し、適切なサービス等につながるよう支援するため、関係機関との顔の見える関係づくりに努め、連携強化を図ります。 また、地域包括支援センターの職員の知識や支援力の向上を図るため、研修の実施や人材育成により、相談体制の充実を目指します。 さらに、高齢者等を対象とした弁護士相談会を定期開催する等、幅広い分野でのサポートが受けられる体制づくりを推進します。		

	認知症高齢者の早期対応の推進	担当課	高齢福祉課
地域包括支援センターが関係機関との連携を強化し、認知症高齢者への適切なサポートが行える体制を整備します。 また、必要に応じ認知症初期集中支援チームによる密なサポートが行える体制づくりを目指します。			
	地域ケア会議の充実	担当課	高齢福祉課
地域ケア会議において、多職種協働による多様な視点で個別の生活課題の解決を図るとともに、地域課題の発見・把握や関係機関とのネットワークの構築を図ります。 また、個別の課題から、地域課題を発掘するために、より多くの事例を検討できるように開催方法等の工夫を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用して会議に参加しやすい環境を整えます。 さらに、地域課題から社会資源の開発や政策形成につながるように協議を重ね、高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりに努めます。			

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
地域ケア会議の開催回数	22回以上	22回以上	22回以上

(3)認知症施策の総合的な推進

認知症は誰もがなりうる脳の病気であり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症基本法や認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現に向けて取組を推進します。

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症に対する地域の理解を深める取組とともに、地域で認知症の人を見守る体制の整備や認知症サポーターの活動を認知症の人やその家族への具体的な支援につなげる取組を行います。

また、認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう、地域の関係機関との連携を更に強化します。

認知症サポーターの養成	担当課	高齢福祉課
地域の人々が認知症を正しく理解し、サポートできるよう、認知症サポーターの講師役であるキャラバンメイトを活用し、地域住民や事業者、児童・生徒など、高齢者と接する様々な人を対象とし、認知症サポーター養成講座を実施します。 また、受講した認知症サポーターの活動の場づくりを検討します。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症サポーター数	7,000人	7,100人	7,200人

認知症見守り声かけ体験会の実施	担当課	高齢福祉課
地域ごとに「認知症見守り声かけ体験会」を実施し、認知症の人への理解と意識の深化を図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症見守り声かけ体験会実施回数	1回	1回	1回

認知症に関する情報を発信する場の設置	担当課	高齢福祉課
市広報「潮騒」への掲載、公共施設などに認知症コーナーを設置するなど、認知症に関する情報を発信する場を設け、認知症の理解促進を図ります。 認知症カフェ等の認知症本人や家族の思いを発信できる場の整備を進めます。		
認知症予防教室の開催	担当課	高齢福祉課
認知症の予防及び正しい認知症の知識の普及啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症予防教室参加者延人数	750人	750人	750人

認知症初期集中支援チームの設置・運営	担当課	高齢福祉課
認知症サポート医と連携しながら、自立生活のサポートに努めます。事業の周知を図り、認知症が疑われる人や認知症の人、医療や介護を受けていない人または中断している人などの早期診断・早期対応に努めます。		
認知症ケアパスの周知	担当課	高齢福祉課
認知症サポーター養成講座や講演会などで配布し、認知症ケアパスの効果的な活用方法の周知に努め、認知症が疑われる人の症状や行動から認知症の早期発見につなげ、認知症の人やその家族への早期支援などを図ります。		
認知症カフェの設置・運営	担当課	高齢福祉課
認知症の人とその家族、地域の人などが交流できる居場所づくりを進めるため、新たな認知症カフェの設置基準を検討します。 認知症カフェの周知、認知症カフェへの参加、企画・運営支援を行い、認知症の人やその家族の負担の軽減などを図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症カフェ設置数	3箇所	3箇所	4箇所

	下松認知症を支える会(えくぼの会)	担当課	高齢福祉課
認知症に関する知識及び介護についての研修や、認知症の人やその家族が抱える悩み、感じていることなどをお互いに話し合える集いを月1回開催します。 また、悩みを抱えている人に必要な支援が行き届くよう、会の周知を図ります。			
	くだまつ絆ネットの活用促進	担当課	高齢福祉課
認知症による徘徊高齢者の早期発見・保護を目的とし、登録している認知症の人が行方不明になった際に、メールの受信登録者に情報提供を依頼するメール配信等で呼びかけを行います。 また、行方不明になった際の身元確認を早期に行えるように見守りシールを配付するとともに、認知症により徘徊の恐れのある人が登録できるよう、事業の普及・啓発を行います。			

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
くだまつ絆ネット新規登録者数	30人	30人	30人

	ヘルプカードの周知・普及	担当課	高齢福祉課
認知症の人が、日常生活で困った時に周囲の人の援助を求めやすいように、ヘルプカードの普及・啓発を行います。			
	チームオレンジの整備	担当課	高齢福祉課
認知症サポーター養成講座を受講後、ステップアップ研修を行い、温かく見守る理解者から一歩進んで地域で活動するオレンジボランティアの養成を行います。 また、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるため、活動の場の拡充や支援活動につなげる仕組みづくり等、チームオレンジの取組を推進します。			

(4)医療・介護連携の推進

今後、後期高齢者の増加にともない、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加することが見込まれており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

特に連携が必要となる日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面ごとに「下松市の目指すべき姿」を設定し、取組を推進します。

また、最期まで自分らしい人生を送るため、終活安心支援事業を推進します。

日常の療養支援の場面	担当課	高齢福祉課
本人と家族が多方面から適切な助言や支援を受けることが可能となり、住み慣れた地域の中で希望するケアを選択しながら、安心して療養生活を送ることができるよう、医療・介護関係者が互いの役割を理解し、連携を図ります。		
入退院支援の場面	担当課	高齢福祉課
本人と家族が抱える不安を気軽に相談でき、希望する場所にスムーズにつなぐことができるよう、下松市在宅医療・介護連携支援センターを活用し、医療機関・介護関係者の連絡調整や情報提供を行い、連携強化を図ります。		
急変時の対応の場面	担当課	高齢福祉課
いつでも本人等の意向も踏まえた適切な対応を行うことができるよう、基本情報や既往歴等を記入する下松版情報共有シートを作成し、医療機関や介護事業所で情報を共有するなど、関係者が日頃から連携し、本人・家族の意向を共有します。		
看取りの場面	担当課	高齢福祉課
本人の望む場所で安心して最期を迎えられるよう、終活の支援を行う下松市終活安心アドバイザー研修会を実施する等、医療・介護関係者がサポートできる環境を整え、人生の最終段階における本人の思いや希望が実現できるよう支援します。		
終活安心支援講座	担当課	高齢福祉課
最期まで自分らしい人生を送るため、「私と家族の安心ノート」の書き方や終活関連情報を提供する講座を実施します。 また、講座の内容や開催方法の見直しを検討します。		

(5)災害や感染症対策に係る体制整備

近年、多くの自然災害が発生していますが、高齢者は身体機能の低下等によって災害発生時に的確な行動が困難であり、災害の犠牲となる危険性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、外出や集いの場等への参加の機会、人とつながる機会が少なくなるなど高齢者の生活に大きな影響を及ぼしました。

災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)作成	担当課	地域福祉課
定期的に避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を更新し、避難を支援する団体などとの情報共有を図ります。 関係機関と連携を図り、避難時に個別計画に沿った着実な行動を促すための啓発を行います。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
避難行動要支援者避難支援プラン作成件数	560件	580件	600件

防災ラジオを活用した早期避難の推進	担当課	地域福祉課
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族、要支援者の避難を支援する団体などに防災ラジオを無償貸与し、避難行動要支援者の早期避難を図ります。 また、防災ラジオの効果的な活用方法について、周知を図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
防災ラジオ貸与件数	580件	600件	620件

災害避難時タクシー利用助成	担当課	地域福祉課
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人及び支援者が避難時に使用したタクシー代の初乗料金相当額を助成します。 また、利用者の増加につながるよう、制度の周知を図ります。		
円滑な福祉避難所の開設・運営	担当課	地域福祉課
防災備蓄品や衛生品など、災害や感染症発生時に必要な物資の備蓄、調達に努めるとともに、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な開設・運営に努めます。 また、高齢や障害等の状況に応じた避難先を、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に活用する方法を検討します。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
協定締結法人との訓練などの実施回数	1回	1回	1回

災害や感染症に備えた体制整備	担当課	地域福祉課 高齢福祉課
社会福祉施設などとの連携を密にし、気象や災害、感染症対策に関する情報提供などに努めるとともに、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄や調達など、災害や感染症などに備える取組を進めます。 また、災害や感染症の発生時に介護サービスが必要な人に継続的にサービスを提供できるよう、山口県や近隣市町と連携を図り、介護事業所への支援・応援体制を整備します。		
感染症対策の充実	担当課	関係各課
新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の流行があっても、感染対策を講じたうえで高齢者を対象とする事業を継続できる体制を整備するとともに、感染症に関する備えや対策について、研修等を通じて周知・啓発を行います。		

基本方針2 介護予防・健康づくりの推進

(1)健康づくりの推進

国においては、2024年度（令和6年度）から開始する新たな「健康日本21（第三次）」において、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」と「より実効性をもつ取組の推進」を基本的な考え方とし、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現を目指すとしています。

本市においては、一人一人の健康づくりと食育をみんなで支え、誰もが「笑顔で暮らせる 健幸のまち くだまつ」の実現を目指し、「健康くだまつ21（第三次下松市健康増進計画・第三次くだまつ食育推進計画）」に基づき、健康づくりを推進しています。

高齢者が要介護状態等になることを予防することにより、健康寿命を延ばし、生活の質を向上するため、同計画に基づき、高齢者への健康づくりの支援を行います。また、青年期、壮年期からの生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

生活習慣の改善	担当課	健康増進課
保健師や管理栄養士による健康教育や健康相談などを行い、ライフステージに応じた知識の普及、情報提供に努め、生涯にわたって健康づくりに取り組めるよう支援を行います。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
健康教育・健康相談実施回数	240回	240回	240回

生活習慣病の予防	担当課	健康増進課
国民健康保険特定健診、がん検診や歯周疾患検診を行い、生活習慣病の早期発見・早期治療を進めます。また、健（検）診受診者や教室参加者が増えるよう、健（検）診の必要性の周知や受診勧奨を行います。関係機関と連携し、受診・利用しやすい仕組みづくりを進めます。		
さらに、生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、保健指導や健康教育を行います。		

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
がん検診受診率	胃がん検診	9.0%	10.0%	10.0%
	肺がん検診	11.0%	11.5%	11.5%
	大腸がん検診	10.0%	10.5%	10.5%
	子宮がん検診	17.0%	17.5%	17.5%
	乳がん検診	11.0%	11.5%	11.5%
歯周疾患受診人数	歯周疾患検診	210人	210人	210人

高齢者の健康づくりの支援	担当課	高齢福祉課 健康増進課
健康づくりの取組に加え、認知症・フレイル予防などの介護予防や高齢期の健康に関する知識の普及・啓発を行います。 また、高齢者の季節性インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種を行うほか、感染予防についての啓発を行います。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
季節性インフルエンザ予防接種率	60.0%	60.0%	60.0%
肺炎球菌予防接種率	45.0%	45.0%	45.0%

健康づくりに関する環境の整備	担当課	高齢福祉課 健康増進課
一人一人の健康づくりや介護予防の取組が進むよう、生活に関わる様々な組織や団体と連携し、健康づくりの体制の整備を図ります。		

(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、2014年（平成26年）の介護保険法の改正により位置付けられた、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す事業です。

高齢者が要介護状態、要支援状態にならないよう、また、要介護状態の重度化を防止するため、不足しているサービス提供の充実を図るとともに効果的なサービスの提供を推進します。

訪問型サービス	担当課	高齢福祉課
ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活の援助を行います。予防給付型サービスは、身体介護や生活支援を中心としたサービスを提供し、生活維持型サービスは、身体介護が不要で掃除や調理など簡易な生活支援を必要とする対象者のサービスです。それぞれの特性に合ったサービスの提供を進めます。		

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
訪問型サービス利用件数	予防給付型	1,600件	1,600件	1,600件
	生活維持型	10件	10件	10件

通所型サービス	担当課	高齢福祉課
通所介護施設で日常生活上の支援や生活行為を向上するための支援を行います。通所型サービスは、閉じこもり予防にも効果があるため、積極的な活用を進めます。機能訓練型通所介護は、機能回復を希望する人のニーズに合った新しい事業に転換し、リハビリテーションサービスの提供を進めます。		

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
通所型サービス利用件数	予防給付型	4,740件	4,740件	4,740件
	生活維持型	40件	40件	40件

介護予防ケアマネジメント	担当課	高齢福祉課
介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等の状態などにあつた適切なサービスが包括的・効率的に提供されるようサービス計画（ケアプラン）を作成します。セルフケアや地域の社会資源を活用し、自立支援を視点としたケアプランの作成に努めます。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護認定審査会において、要支援判定から要介護判定へ変更された人の割合	9.6%	9.5%	9.4%

住民互助型によるサービスの支援	担当課	高齢福祉課
地域のボランティアなどによる簡易な生活援助や地域での通いの場づくりを進め、住民互助型サービスの立ち上げを進めます。ボランティアの担い手を確保するため、地域住民を対象とした講演会等の開催を検討し、助け合い活動の必要性・重要性の浸透を図ります。		
一般介護予防事業の実施(教室型)	担当課	高齢福祉課
元気アップ教室 動きやすい安定した身体づくりを目指し、下松市のオリジナル体操イスを使つたくだまつサンサン体操を実施します。 また、教室終了後、既存のOB会への参加やOB会の立ち上げにつながるよう支援し、継続して介護予防に取り組めるよう支援します。		
ノルディックウォーク教室 公認指導員の指導のもと、ノルディックウォーク教室を実施します。ポールを使って歩くことで、関節や膝への負担を軽減しながら筋力・持久力・バランス保持能力を鍛えることで、運動器の機能向上を図ります。 また、OB会への移行を支援することで、教室終了後も運動を習慣化できるように支援します。		
お口の健康教室 オーラルフレイル予防や誤嚥性肺炎予防の関心を高めるため、講話や実技指導を歯科医師や歯科衛生士が行います。お口の体操や口腔清掃の実技指導を行うことで、口腔清掃の自立や摂食、嚥下機能の向上の支援を行います。また、口腔アセスメントを行うことで自身のお口の状態を振り返り、教室終了後のオーラルフレイル予防行動につながるよう支援します。		

お口の健康教室出前講座
地域のサロンや教室等に歯科衛生士が出向き、口腔機能の維持・向上の必要性と機能低下防止の知識・実技の普及啓発を図ります。
認知症予防教室(再掲)
認知症の予防及び正しい認知症の知識の普及啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
元気アップ教室参加者数	実人数	15人	15人	15人
	延人数	75人	75人	75人
ノルディックウォーク教室参加者数	実人数	15人	15人	15人
	延人数	110人	110人	110人
お口の健康教室	実人数	15人	15人	15人
	延人数	45人	45人	45人
お口の健康教室出前講座	実施回数	5回	6回	7回
認知症予防教室	延人数	750人	750人	750人

一般介護予防事業の実施(グループ活動型)	担当課	高齢福祉課 健康増進課
いきいき百歳体操		
いきいき百歳体操を行う住民主体の自主活動グループの立ち上げ支援・継続支援を実施します。 また、体力測定や基本チェックリストを実施することで、参加者の心身の状況把握や活動の継続支援を行い、グループで継続して運動ができる体制を支援します。 〔いきいき百歳体操とは〕 手首や足首に重りをつけ、椅子に座った状態を中心にゆっくりと手足を動かす体操で、調節可能な重りを使用することで、個人の身体状況に応じた筋力運動を行うことができます。		
くだまつサンサン体操		
サンサン体操サポーターが中心となり住民主体で実施するくだまつサンサン体操に、定期的に運動指導者を派遣し、グループの育成支援と体操の指導を実施します。		

イスを使っただまっサンサン体操(元気アップ教室OB会)
元気アップ教室を終了した参加者が集うOB会で、イスを使っただまっサンサン体操を行う活動に、定期的に運動指導者を派遣し、グループの育成支援と体操の効果を高める運動の指導を実施します。
ノルディックウォークOB会
ノルディックウォーク教室終了生が参加するOB会で、「NPO法人くだまっ絆星スポーツクラブ」と合同で実施する活動に、市の委託事業所から講師派遣を月に1回行い、ノルディックウォークの指導やグループ活動の支援を実施します。
脳ひらめき教室
住民が主体となって実施する認知症予防のための通いの場に、定期的にレクリエーションスタッフを派遣し、グループの育成支援と活動内容の充実を図ります。

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
いきいき百歳体操	箇所数	22箇所	24箇所	26箇所
くだまっサンサン体操	箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
	延人数	310人	310人	310人
イスを使っただまっサンサン体操(元気アップ教室OB会)	箇所数	20箇所	20箇所	20箇所
	延人数	280人	280人	280人
ノルディックウォークOB会	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	延人数	150人	150人	150人
脳ひらめき教室	箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
	延人数	280人	280人	280人

講演会等の開催	担当課	高齢福祉課
認知症講演会		
認知症の普及啓発のため、市民を対象とした講演会を開催します。多くの人が参加できるよう、講師の選定や内容を検討するとともに、講演会の周知に努めます。		
地域づくり講演会		
高齢者の社会参加や安心して暮らせるまちづくりの普及啓発のため、市民を対象とした講演会を開催します。多くの人が参加できるよう、講師の選定や内容を検討するとともに、講演会の周知に努めます。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症講演会参加人数	200人	200人	200人
地域づくり講演会参加人数	100人	100人	100人

介護支援ボランティアポイント制度	担当課	高齢福祉課
介護支援ボランティアポイント制度の登録者を増やすために、ボランティア活動の条件の見直しを検討するとともに、制度の周知に努めます。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護支援ボランティアポイント制度登録者数	130人	140人	150人

通いの場の拡充	担当課	高齢福祉課
住民運営の「通いの場」は介護予防・社会参加など多くの効果があり、地域の人やボランティアが主体となり、自宅から気軽に歩いて行ける場所などへの「通いの場」の充実を図ります。 また、下松市社会福祉協議会が行う、ふれあい・いきいきサロン活動とも連携し、普及・啓発を行うとともに、立ち上げの支援を行います。 〔通いの場とは〕 住民主体で月1回以上、介護予防活動に資する場をいい、百歳体操、サンサン体操、ふれあい・いきいきサロンなどを「通いの場」に位置付けています。		
ふれあい・いきいきサロン等活動支援		
参加者の交流を促進し、支え合いの意識醸成を図るため、ボランティアや地域の人が一体となって運営し、体操、健康チェック、レクリエーションなど、介護予防に資する活動を行うサロンの設置・運営の支援を、関係団体と連携して行っています。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
通いの場の設置箇所数	80箇所	84箇所	88箇所

	介護予防対象者の把握	担当課	高齢福祉課
基本チェックリストや質問票を用いて高齢者の健康状態や生活の実態を把握し、地域での介護予防活動につなげます。また、地域包括支援センター職員をはじめ近隣住民や民生委員・児童委員、福祉員などと連携を図り、閉じこもりや軽度認知症の人などの早期発見、支援につなげます。			
	保健事業と介護予防の一体的な実施	担当課	高齢福祉課
高齢者は身体的、精神・心理的、社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル（虚弱状態）になりやすい傾向にあるため、栄養、運動、社会参加の観点から、後期高齢者医療制度が実施している保健事業と介護保険が実施している地域支援事業を一体的に実施し、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行います。 医療専門職である保健師などが「通いの場」で健康教育や健康相談などを実施し、フレイル対策の強化を図ります。 また、重症化予防事業を国民健康保険部門と連携して実施し、高齢者の疾病の重症化予防や医療費の増大抑制を図ります。			

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	実施箇所数	15箇所	15箇所	15箇所
	保健指導終了割合	30%	35%	40%

(3)高齢者の生きがいの推進

高齢社会において、高齢者が地域の様々な活動に参加することは、本人の生きがいづくりや介護予防・健康づくりのみならず、地域社会全体の活性化につながります。

高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、今後も住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加のきっかけづくり、既存の活動の情報提供等、参加につなげる環境づくりを推進します。

また、地域社会が高齢者の活動を積極的に受け入れるような意識づくり、環境づくりを推進します。

地域活動組織支援事業	担当課	高齢福祉課
ボランティアによる買い物支援を通じた高齢者の見守り（米川あったか便）を行っている米川地区以外の他地区においても、地域活動を担う組織の育成・支援を検討していきます。		
高齢者バス利用助成事業	担当課	高齢福祉課
高齢者の自動車運転免許証返納に伴い、公共交通機関の需要が高くなっているため、対象者要件や助成額の検討を図り、日常生活の利便性の更なる向上に努めます。		
敬老事業	担当課	地域福祉課
高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、敬老祝金の支給、長寿記念品の贈呈を行います。敬老祝金は、77歳、88歳、100歳以上の人を対象に一人当たり5,000円を支給するとともに、88歳、100歳以上の人には長寿記念品を贈呈します。 また、77歳以上の人を対象に、地区社会福祉協議会が主体となり、地域でのふれあいの場をつくり交流を促進するため、敬老会を開催します。 高齢者人口の推移を踏まえ、必要に応じて様々な角度から関係機関との協議や事業の見直しなどを行いながら、事業を進めます。		
老匠位選奨事業	担当課	地域福祉課
優れた知識・技能または貴重な経験をもつ模範的な高齢者を対象として「老匠位」の称号をおくり、下松市健康長寿推進大会で顕彰します。 認定者の選定方法や内容の見直しなどを検討しながら、事業を進めます。		
下松市老人集会所・老人作業所の管理運営	担当課	地域福祉課
築40年以上を経過した建物が多く、老朽化が著しいため、利用者が交流を促進する場として安全に建物を利用できるよう、計画的な施設整備、維持管理に努めます。 また、利用頻度が減少している施設については、運営委員会と協議を行い、廃止を含めた方向性を検討します。		

	下松市地域交流センターの管理運営	担当課	地域福祉課
子どもから高齢者、障害者など、あらゆる人が共に集い、健康づくりや生きがい活動を通じて交流できる世代間交流の場として、利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の維持管理や保守点検に努めます。			
	老人福社会館などの事業運営 (下松市社会福祉協議会)	担当課	地域福祉課
施設の老朽化が著しいため、利用者や地域住民の意見を聞きながら整備計画を策定します。			
	ボランティアグループの情報提供等の充実	担当課	高齢福祉課
市内には多くのボランティア団体が活動しており、下松市社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されています。ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。			
	老人クラブの助成	担当課	地域福祉課
老人クラブの活動を支援することで高齢者の地域活動の活性化につなげ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進を図ります。			
	下松市シルバー人材センターへの支援	担当課	産業振興課
高齢者の就業の機会を確保・提供し、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助することで、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与できるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。			

基本方針 3 高齢者の生活を支える体制づくりの推進

(1)在宅生活を支える体制の充実

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要としている人も増加しており、そのニーズも多様化しています。

本市においては、2014年度（平成26年度）の介護保険制度改正に基づき、生活支援体制整備事業を推進してきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、生活支援体制整備事業や地域の見守り体制の充実を図るとともに、在宅生活の継続を支える福祉サービスを推進します。

生活支援体制整備事業の推進	担当課	高齢福祉課
生活支援コーディネーターを中心に、各協議体において具体的な地域のニーズや課題などを把握するとともに、高齢者が地域で暮らすための助け合い、支え合いの仕組みをつくり、地域の連携を強化します。市内全域に設置されている第二層協議体において、地域からの生活支援コーディネーターの選出、助け合い活動等の担い手の確保などを支援し、地域住民の支え合いによる助け合い活動の創出を進めます。		
民生委員・児童委員の活動支援	担当課	地域福祉課
地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員の資質向上を支援します。 幅広い人材を確保するために、民生委員・児童委員制度について理解してもらえる機会を創出します。		
ボランティア活動などの促進	担当課	高齢福祉課
ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。また、介護支援ボランティアポイント制度の充実を図るなど、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備を進めます。地域における高齢者などの日常生活の支援が必要な人への取組の一つとして、有償ボランティア制度について研究を進めます。		

地域支え合いドライバー養成事業	担当課	高齢福祉課
地域の移動支援に携わるボランティアドライバーを養成することで、元気な高齢者の社会参加の機会を増やし、新たな地域の担い手の創出を図ります。 また、高齢者への移動支援が必要な地域における支え合い活動の促進を図ります。		
高齢者の見守り活動に関する協定	担当課	高齢福祉課
高齢者の見守り体制の強化のため、ライフライン事業者をはじめとする協力事業者と「下松市高齢者等見守り活動に関する協定」を締結しています。地域における見守りの必要性などの更なる周知とともに、協定締結事業者を増やし、地域の見守り体制の強化を図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
高齢者等見守り活動に関する協定締結事業所数	44事業所	46事業所	48事業所

認知症見守り声かけ体験会の実施(再掲)	担当課	高齢福祉課
地域ごとに「認知症見守り声かけ体験会」を実施し、認知症の人への理解と意識の深化を図ります。		
くだまつ絆ネットの活用促進(再掲)	担当課	高齢福祉課
認知症による徘徊高齢者の早期発見・保護を目的とし、登録している認知症の人が行方不明になった際に、メールの受信登録者に情報提供を依頼するメール配信等で呼びかけを行います。 また、行方不明になった際の身元確認を早期に行えるように見守りシールを配付するとともに、認知症により徘徊の恐れのある人が登録できるよう、事業の普及・啓発を行います。		
高齢者バス利用助成事業(再掲)	担当課	高齢福祉課
高齢者の自動車運転免許証返納に伴い、公共交通機関の需要が高くなっているため、対象者要件や助成額の検討を図り、日常生活の利便性の更なる向上に努めます。		
緊急通報装置設置事業	担当課	高齢福祉課
高齢者が安心して在宅生活を送れるよう事業を継続していくとともに、対象要件の緩和等を検討します。		

	在宅高齢者等紙おむつ給付事業	担当課	高齢福祉課
市内に居住実態があり、寝たきりの状態にある高齢者を対象に、年2回1万円分の紙おむつを現物支給することにより、日常生活の便宜を図るとともに経済的支援を行います。			
	移送サービス費助成事業	担当課	高齢福祉課
入退院、転院時にストレッチャー車及び車いすを利用しなければ移送することが困難な在宅の高齢者などを対象に、移送に係る費用の一部を助成します。 また、サービスの利用者が少ないため、ケアマネジャーなどに対する事業の周知を図ります。			
	高齢者訪問理美容助成事業	担当課	高齢福祉課
寝たきりなどの状態にある高齢者で理美容院に通うことが難しい人を対象に、居宅における散髪のサービスの提供、その自己負担額の一部助成を行います。 サービスの利用者が少ない状況にあることを踏まえ、ケアマネジャーなどに事業の周知を図るとともに、給付要件の明確化や申請方法の見直しを検討します。			
	訪問介護利用助成事業	担当課	高齢福祉課
要介護認定者かつ市民税非課税世帯の人で、訪問介護サービス利用（自己負担額）が一月当たり6,000円以上の人を対象に、一律2,000円の助成券を交付します。 事業は申請が必要であるため、条件に該当していても申請がない場合は助成を受けられないため、家族や事業所、ケアマネジャーに周知を図ります。			

(2)権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳をもち、安心して暮らし続けていくためには権利擁護の取組が重要です。

本市においては、2021年（令和3年）3月に下松市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。

また、地域包括支援センターが中心となり、高齢者を取り巻く親族、福祉、医療、地域の関係者が連携をとりながら高齢者を支えていく地域連携ネットワークの整備を図ります。

権利擁護の取組の推進	担当課	高齢福祉課
必要に応じて、成年後見制度や社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業につながる関係機関と連携を図りながら適切に支援します。 また、権利擁護ネットワーク協議会や弁護士相談にて専門家の助言を得ながら対応を行います。		
成年後見制度の利用促進	担当課	高齢福祉課
地域包括支援センター内に設置した成年後見支援センターを中心として、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。 また、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族などが成年後見人等選任の申し立てを行うことが見込めない場合、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等選任の申し立てを行うなど、必要な人が利用できるように支援します。		
高齢者の虐待防止に向けた取組	担当課	高齢福祉課
高齢者虐待の予防・早期発見のため、市民への高齢者虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関との密接な連携を図ります。 また、被虐待者の保護や精神面でのケアのみだけでなく、虐待防止の観点から、介護負担の軽減など養護者の支援にも努めます。 さらに、高齢者への関わり方を周知することで、高齢者が尊厳を保ち、地域で安心して生活ができるよう支援します。		

(3)高齢者の生活環境の整備

地域において個々の生活ニーズにあった住まいがあり、かつ、その中で生活支援サービス等を利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービス等が提供される前提となります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者一人一人の生活課題に対応した住まいの確保とともに、安全・安心に暮らすための環境の整備を進めます。

	高齢者の住まいの確保に向けた支援の推進	担当課	高齢福祉課
	特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について、山口県居住支援協議会から情報を得ながら支援方法を検討します。		
	養護老人ホーム	担当課	高齢福祉課
	高齢者の心身の状況や経済的な理由、また環境上の理由等により、居宅で生活を送ることが困難な人を対象とし、養護老人ホームへの入所措置を行います。		
	その他の住まいの場の確保	担当課	高齢福祉課
	在宅生活を続けることが困難な高齢者に対し、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅などの情報提供や入所に必要な支援を行います。 さらに、重度要介護者や認知症で在宅生活が困難な高齢者に対し、特別養護老人ホームやグループホームなどの入所について、関係機関と連携し情報提供などを行います。		

第5章 円滑な介護保険事業の運営「第9期介護保険事業計画」

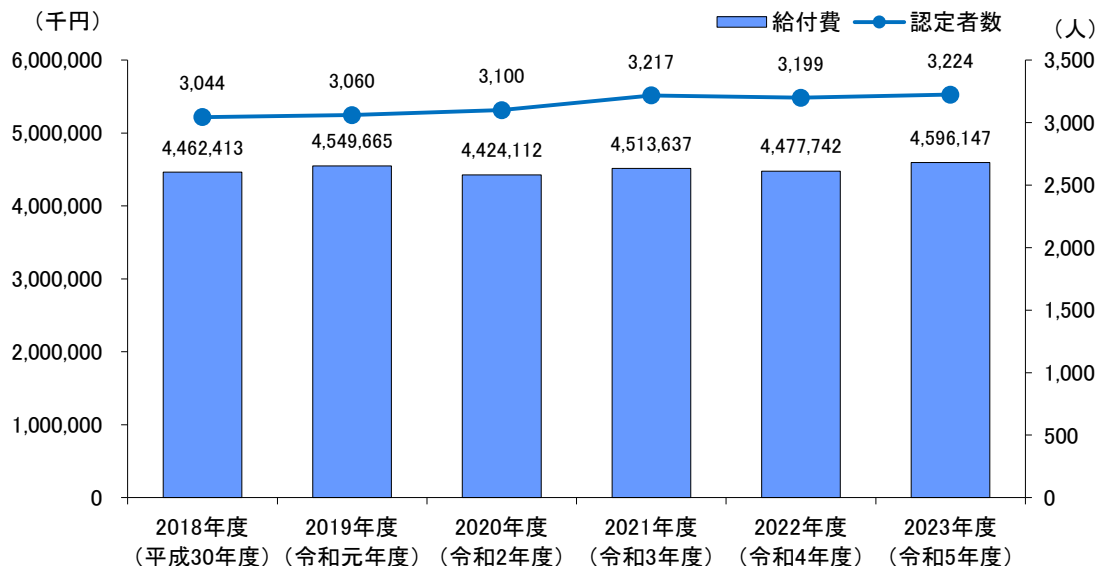
1 介護保険サービスの現状と課題

介護サービスの提供については、本市の地理的条件、地域内の人口、交通事情その他の社会的条件及び介護保険施設の整備の状況などを総合的に勘案し「日常生活圏域」を定め計画的に進めています。第8期介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）においては、2021年度（令和3年度）に、ケアハウスⅠ箇所（80床）の整備、グループホームⅠ箇所（18床）の末武圏域から下松圏域への移転、2022年度（令和4年度）に、特別養護老人ホームⅠ箇所の増床（10床）を行いました。

一方、2022年度（令和4年度）に地域密着型デイサービスのⅠ事業所、2023年度（令和5年度）に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのⅠ事業所が廃止となりました。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市内に唯一あった事業所の廃止に伴い、需要ニーズを満たすための介護保険サービスの検討が必要です。

今後も、後期高齢者数の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は増加することが見込まれ、施設整備を進める一方で、地域の支え合いによる生活支援や高齢者自らが積極的に介護予防に取り組むことが必要です。地域包括ケアシステムの基本理念のもと、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

【図表28 介護給付費及び認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（2023年度（令和5年度）は見込み）

2 「第8期介護保険事業計画」計画期間の介護サービス利用状況

(1) 居宅サービス

① 介護サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	408,389	410,713	420,717	397,909	360,508	371,316	91.1%
	回数(回)	14,310.4	14,378.6	14,720.3	13,764.3	11,962.5	12,446.3	-
	人数(人)	462	466	479	479	475	486	102.4%
訪問入浴介護	給付費(千円)	13,051	13,059	13,718	12,600	12,510	9,861	87.8%
	回数(回)	89.5	89.5	94.0	87	86	67	-
	人数(人)	14	14	15	17	17	12	105.6%
訪問看護	給付費(千円)	38,254	41,032	42,515	39,090	37,165	42,021	97.1%
	回数(回)	604.2	648.2	671.5	587.9	595.6	741.3	-
	人数(人)	81	86	89	88	93	97	108.3%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	23,446	24,843	25,304	24,139	21,848	22,233	92.7%
	回数(回)	691.5	732.0	745.5	707.7	632.7	640.6	-
	人数(人)	56	59	60	58	55	54	95.7%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	36,354	37,957	39,392	41,549	45,220	51,494	121.6%
	人数(人)	255	266	276	290	312	343	118.6%
通所介護	給付費(千円)	911,579	934,816	962,037	873,691	834,264	835,929	90.6%
	回数(回)	10,540.5	10,818.0	11,148.4	10,231	9,566	9,447	-
	人数(人)	860	883	911	832	819	816	92.9%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	88,420	91,297	95,440	72,135	53,412	49,323	63.6%
	回数(回)	935.5	968.5	1,011.5	755.4	569.5	529.2	-
	人数(人)	107	111	116	96	81	78	76.4%
短期入所生活介護	給付費(千円)	166,120	171,208	175,435	115,745	106,380	129,176	68.5%
	日数(日)	1,658.8	1,708.9	1,750.3	1,170.7	1,045.9	1,272.8	-
	人数(人)	139	143	146	102	89	119	72.5%
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	20,229	20,240	22,544	16,215	21,721	23,091	96.8%
	日数(日)	146.5	146.5	161.5	119.3	159.5	162.4	-
	人数(人)	19	19	21	13	17	18	80.9%
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	211	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
福祉用具貸与	給付費(千円)	121,020	124,697	129,180	125,414	126,572	131,791	102.4%
	人数(人)	832	856	887	835	824	853	97.5%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,527	4,527	4,527	4,480	4,121	3,498	89.1%
	人数(人)	13	13	13	13	11	10	87.8%
住宅改修費	給付費(千円)	9,511	9,511	9,511	9,142	8,032	10,005	95.3%
	人数(人)	11	11	11	9	9	11	87.1%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	231,155	309,665	309,665	187,764	288,171	306,587	92.0%
	人数(人)	102	138	138	81	121	130	87.8%
合計	給付費(千円)	2,072.0	2,193.5	2,249.9	1,919.87	1,920.13	1,986.3	89.4%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

② 介護予防サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,584	1,585	1,585	3,137	3,144	3,618	208.2%
	回数(回)	33.4	33.4	33.4	74.3	62.3	68.4	-
	人数(人)	7	7	7	13	10	12	163.5%
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,382	4,385	5,133	2,250	1,911	2,213	45.9%
	回数(回)	128.1	128.1	150.1	67.3	56.6	66.6	-
	人数(人)	12	12	14	6	6	7	51.3%
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	790	791	870	987	892	684	104.5%
	人数(人)	8	8	9	8	8	9	99.7%
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	13,539	14,273	14,999	16,969	15,908	14,548	110.8%
	人数(人)	37	39	41	51	45	41	116.8%
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	3,087	3,089	3,089	3,496	2,235	1,768	80.9%
	日数(日)	38.1	38.1	38.1	46.6	27.4	20.1	82.3%
	人数(人)	7	7	7	7	5	6	84.1%
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	244	244	244	147	0	0	20.1%
	日数(日)	2.0	2.0	2.0	2.4	0.0	0.0	40.3%
	人数(人)	1	1	1	0	0	0	8.3%
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	18,849	19,872	20,808	21,639	22,306	22,558	111.7%
	人数(人)	272	287	301	301	302	300	105.0%
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	2,014	2,014	2,014	1,399	1,474	947	63.2%
	人数(人)	7	7	7	5	5	3	63.5%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	5,496	5,496	5,496	5,236	4,622	3,557	81.4%
	人数(人)	6	6	6	6	6	3	79.2%
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,963	6,960	6,960	2,606	3,121	1,572	40.8%
	人数(人)	5	9	9	3	3	2	36.6%
合計	給付費(千円)	53,948	58,709	61,198	57,865	55,614	51,465	94.9%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

③ 地域密着型サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	28,842	35,315	39,692	31,948	35,457	4,373	69.1%
	人数(人)	22	27	30	23	20	2	56.3%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	1,830	1,831	1,831	0	0	0	-
	人数(人)	1	1	1	0	0	0	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)	90,399	90,449	91,343	62,442	59,653	52,709	64.2%
	回数(回)	900.2	900.2	911.5	612.8	560.4	483.7	-
	人数(人)	68	68	69	42	37	34	54.9%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	62,726	65,739	68,044	58,910	59,488	80,235	101.1%
	回数(回)	496.0	520.5	540.5	496.1	515.3	698.0	-
	人数(人)	44	46	48	43	49	66	114.2%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	173,227	178,847	182,987	169,521	180,138	206,426	103.9%
	人数(人)	79	82	84	75	78	86	97.3%
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	299,524	299,690	299,690	297,756	292,961	309,049	100.1%
	人数(人)	108	108	108	102	101	104	94.6%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	給付費(千円)	275,412	275,565	275,565	272,404	277,992	282,874	100.8%
	人数(人)	78	78	78	77	78	79	99.8%
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	3,603	3,605	3,605	3,592	1,504	0	47.1%
	人数(人)	1	1	1	1	0	0	47.2%
合計	給付費(千円)	935,563	951,041	962,757	896,575	907,195	935,666	96.3%
○地域密着型介護予防サービス								
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	379	380	380	224	115	0	29.8%
	回数(回)	4.0	4.0	4.0	2.5	1.1	0.0	-
	人数(人)	2	2	2	1	0	0	16.7%
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,628	9,633	9,633	3,704	2,664	6,651	45.1%
	人数(人)	11	11	11	4	3	8	45.2%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	-
合計	給付費(千円)	10,007	10,013	10,013	3,928	2,779	6,651	44.5%

④ 施設サービス

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	761,749	798,629	824,766	687,310	691,378	725,918	88.2%
	人数(人)	232	243	251	209	207	217	87.2%
介護老人保健施設	給付費(千円)	662,915	676,673	710,018	599,378	564,586	574,670	84.8%
	人数(人)	198	202	212	179	168	168	84.2%
介護医療院	給付費(千円)	103,564	103,622	103,622	108,583	93,831	77,534	90.1%
	人数(人)	22	22	22	25	21	17	96.0%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	49,221	49,248	49,248	11,710	11,959	6,403	20.4%
	人数(人)	12	12	12	3	4	2	24.3%
合計	給付費(千円)	1,577,449	1,628,172	1,687,654	1,406,980	1,361,755	1,384,526	84.9%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

(2) 居宅介護支援、介護予防支援

		計画値			実績値			対計画
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) 見込み	
○居宅介護支援	給付費(千円)	208,659	211,292	218,259	209,451	211,559	212,801	99.3%
	人数(人)	1,286	1,303	1,346	1,264	1,250	1258	95.9%
合計	給付費(千円)	208,659	211,292	218,259	209,451	211,559	212,801	99.3%
○介護予防支援	給付費(千円)	16,637	17,445	17,979	18,964	18,705	18,712	108.3%
	人数(人)	311	326	336	351	345	345	107.0%
合計	給付費(千円)	16,637	17,445	17,979	18,964	18,705	18,712	108.3%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※対計画は、実績値3年間の合計÷計画値3年間の合計で算出

3 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

「第八次くだまつ高齢者プラン」では、高齢化が一段と進む2040年度（令和22年度）に向けた地域包括ケアシステムを見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績をもとに、国の示した推計手順に従い、第9期計画期間（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））に加え、2040年度（令和22年度）までの推計を行います。

推計の流れは以下のとおりです。

≪推計の流れ≫

被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の推計

介護(予防)サービス見込み量の推計

標準給付費見込額

4 被保険者数の推計

住民基本台帳人口を基にしたコーホート要因法による65歳以上の人口の推計を踏まえ、第1号被保険者数を考慮した結果、第9期計画における被保険者数を推計しました。

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
第1号 被保険者数	16,901	16,797	16,600	16,526	16,444	16,274	15,794	15,374	15,899
第2号 被保険者数	17,915	18,036	18,030	18,122	18,218	18,379	18,481	18,148	16,728

※2023年度(令和5年度)の第1号被保険者数は見込値

5 要介護(要支援)認定者数の推計

第8期計画における認定者数の実績等を参考に第9期計画期間並びに2040年度(令和22年度)までの要介護(要支援)認定者数を推計しました。

後期高齢者数の人口の増加に伴い、要介護・要支援の認定者数が増えることが予想されます。

(単位:人)

区分	第8期計画期間(実績・推計)			第9期計画期間			2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)			
要支援1	418	430	450	458	468	474	512	511	463
要支援2	482	438	412	414	420	427	459	466	441
要介護1	802	801	799	813	825	841	903	927	879
要介護2	471	494	488	502	511	523	565	594	572
要介護3	371	386	381	386	391	401	428	454	447
要介護4	387	366	399	412	421	429	461	483	478
要介護5	286	284	295	304	309	317	336	353	341
要支援	900	868	862	872	888	901	971	977	904
要介護	2,317	2,331	2,362	2,417	2,457	2,511	2,693	2,811	2,717
計	3,217	3,199	3,224	3,289	3,345	3,412	3,664	3,788	3,621

6 介護保険サービスの見込量

第9期計画期間中のサービス見込み量は、要介護（要支援）認定者数の推計や、第8期計画期間の実績、在宅介護実態調査などを参考に算出しました。

なお、第9期計画期間中のサービス見込み量については、令和5年度実績が見込みであることから、今後数値を変更する可能性があります。

(1) 居宅サービス

要介護（要支援）認定者の増加に伴い、利用者数も全般的に増加するものと見込まれます。

① 介護サービス

2025年度（令和7年度）に有料老人ホーム型の特定施設40床の整備が予定されることから、2026年度（令和8年度）から「特定施設入居者生活介護」利用者数が1年を通じて増加することを見込んでいます。

		2024 年度 (令和6年度)	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	441,015	447,300	454,438	496,304
	回数(回)	14,652.8	14,861.5	15,094.3	16,504.4
	人数(人)	516	522	529	574
訪問入浴介護	給付費(千円)	13,594	14,293	15,262	16,436
	回数(回)	91.3	96.0	102.5	110.4
	人数(人)	17	18	19	21
訪問看護	給付費(千円)	42,925	44,096	45,036	48,692
	回数(回)	749.8	771.2	786.1	851.5
	人数(人)	105	108	110	119
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	23,720	24,085	24,984	27,318
	回数(回)	676.0	686.8	711.9	779.5
	人数(人)	58	59	61	67
居宅療養管理指導	給付費(千円)	53,560	54,174	55,100	59,992
	人数(人)	353	357	363	395
通所介護	給付費(千円)	923,995	931,385	942,302	1,025,282
	回数(回)	10,372.2	10,455.5	10,576.9	11,474.4
	人数(人)	856	863	873	944
通所リハビリテーション	給付費(千円)	74,506	76,827	78,869	85,116
	回数(回)	782.5	806.6	823.4	887.1
	人数(人)	98	101	103	111
短期入所生活介護	給付費(千円)	150,292	154,545	159,076	175,883
	日数(日)	1,474.1	1,517.7	1,564.2	1,726.3
	人数(人)	129	133	138	150
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	24,425	26,230	28,272	31,281
	日数(日)	167.0	180.0	193.8	214.7
	人数(人)	21	23	25	28
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	141,521	142,808	144,572	158,486
	人数(人)	896	903	914	997
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,433	4,433	4,433	5,080
	人数(人)	13	13	13	15
住宅改修費	給付費(千円)	11,367	11,367	11,367	14,538
	人数(人)	11	11	11	14
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	319,951	362,922	405,893	405,893
	人数(人)	133	151	169	169
合計	給付費(千円)	2,225,304	2,294,465	2,369,604	2,550,301

② 介護予防サービス

予防サービスにおいても、2026年度（令和8年度）から「介護予防特定施設入居者生活介護」の増加を見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問介護	給付費(千円)	3,899	4,265	4,265	4,265
	回数(回)	73.2	79.8	79.8	79.8
	人数(人)	13	14	14	14
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,627	2,967	2,967	2,967
	回数(回)	78.4	88.6	88.6	88.6
	人数(人)	8	9	9	9
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,029	1,214	1,214	1,214
	人数(人)	12	14	14	14
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	15,930	16,675	17,675	17,912
	人数(人)	44	46	49	49
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	3,533	4,743	5,234	4,252
	日数(日)	39.8	53.5	59.0	48.0
	人数(人)	8	11	12	10
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	23,064	23,361	23,743	24,048
	人数(人)	304	308	313	316
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	1,877	1,877	1,877	1,877
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	4,420	4,420	4,420	5,509
	人数(人)	4	4	4	5
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,588	3,590	5,592	5,592
	人数(人)	2	4	6	6
合計	給付費(千円)	39,410	43,470	46,345	46,757

③ 地域密着型サービス

2026年度（令和8年度）中にグループホーム9床の整備が予定されることから、「認知症対応型共同生活介護」サービスの増加を見込んでいます。

また、廃止となった定期巡回サービスの提供事業者を公募することを計画していることから、2026年度（令和8年度）からのサービス開始を見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	6,582	6,582	19,945	32,695
	人数(人)	3	3	11	20
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	58,154	58,154	58,154	64,891
	回数(回)	543.8	543.8	543.8	603.8
	人数(人)	38	38	38	42
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	84,129	85,042	85,956	94,541
	回数(回)	714.6	723.6	732.6	800.4
	人数(人)	69	70	71	77
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	213,098	218,966	223,574	242,182
	人数(人)	88	90	92	99
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	301,316	301,316	328,295	328,295
	人数(人)	99	99	108	108
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	285,102	285,102	285,102	285,102
	人数(人)	78	78	78	78
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	948,381	955,162	1,001,026	1,047,706
○地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	311	311	311	311
	回数(回)	2.8	2.8	2.8	2.8
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	6,718	6,718	6,718	6,718
	人数(人)	8	8	8	8
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	7,029	7,029	7,029	7,029

④ 施設サービス

施設サービスについては、特別養護老人ホームの10床増床（ショートステイからの転換）が予定されていることから、2024年度（令和6年度）から増加を見込んでいます。

また、山口県地域医療構想の進捗に伴う、療養病床の転換分の受皿として、介護老人保健施設サービスの利用者数が増加すると見込んでいます。

なお、介護療養型医療施設については、2024年度（令和6年度）までに介護医療院へ転換されることから、介護医療院の利用者数として見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	777,308	777,308	777,308	895,805
	人数(人)	230	230	230	265
介護老人保健施設	給付費(千円)	612,709	634,120	658,531	752,454
	人数(人)	177	183	190	217
介護医療院	給付費(千円)	96,898	96,898	96,898	96,898
	人数(人)	21	21	21	21
介護療養型医療施設	給付費(千円)				
	人数(人)				
合計	給付費(千円)	1,486,915	1,508,326	1,532,737	1,745,157

(2) 居宅介護支援、介護予防支援

要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、居宅サービス利用者数も増加すると考えられることから、居宅介護支援、介護予防支援いずれも一定の伸びを見込んでいます。

		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
○居宅介護支援	給付費(千円)	231,658	233,739	236,555	256,796
	人数(人)	1,351	1,363	1,379	1,494
合計	給付費(千円)	231,658	233,739	236,555	256,796
○介護予防支援	給付費(千円)	19,172	19,446	19,720	19,829
	人数(人)	350	355	360	362
合計	給付費(千円)	19,172	19,446	19,720	19,829

7 標準給付費の見込み

介護保険料算定の基となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費の合計により算定します。

第9期計画期間、2040年度（令和22年度）における標準給付費と地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

① 標準給付費

総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせたものを標準給付費といいます。

■標準給付費

（単位：千円）

区 分	2024 年度 (令和6年度)	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
総給付費	4,976,426	5,081,279	5,233,658	5,694,454
特定入所者介護サービス費等給付額	106,647	108,463	110,636	117,413
高額介護サービス費等給付額	115,615	117,583	119,938	127,285
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,259	15,519	15,830	16,799
審査支払手数料	5,760	5,858	5,976	6,342
標準給付費	5,219,707	5,328,702	5,486,037	5,962,293

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

② 地域支援事業費

後期高齢者人口の増加に伴い、要支援認定者数、事業対象者数の増加が予想され、総合事業費等について一定の増加傾向が続きます。

■地域支援事業費

（単位：千円）

区 分	2024 年度 (令和6年度)	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	185,378	190,841	193,887	166,312
包括的支援事業・任意事業費	66,721	68,780	69,837	61,297
地域支援事業費 計	252,099	259,622	263,724	227,609

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

8 介護保険料について

(1)介護保険に係る事業費の負担割合

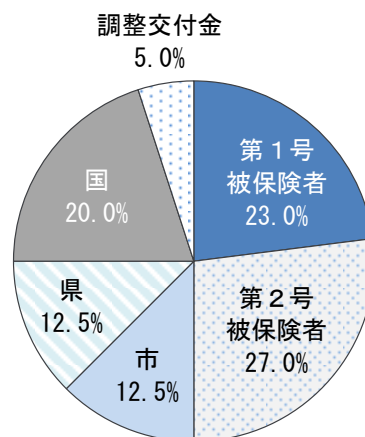
介護保険制度では、3年に1度介護保険事業計画を策定し、向こう3年間の介護保険に係る事業費を見込み、それを根拠に介護保険料を算定しています。

介護保険に係る事業費は、国、県及び市がそれぞれ負担する公費と第1号、第2号被保険者の介護保険料で賄われています。

① 保険給付費の負担割合

保険給付費の負担割合については、第1号被保険者と第2号被保険者が公平に負担するという観点から、第9期計画期間では政令でそれぞれ23%、27%と定められており、65歳以上の第1号被保険者の保険料は、介護給付費の見込みに応じて市が決定することになります。

【図表29 保険給付費の負担割合】



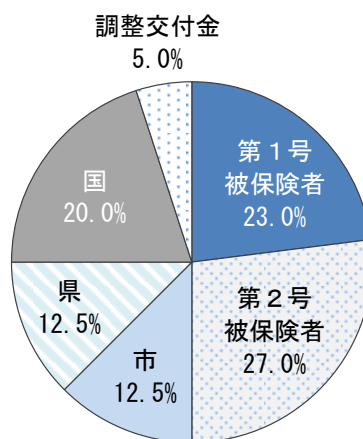
② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業費・任意事業費の負担割合は次の通りです。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業費

従来の介護予防事業費と同様に、50%を公費、50%を保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は 23%、第2号被保険者の負担割合は 27%と、介護保険給付費と同様です。

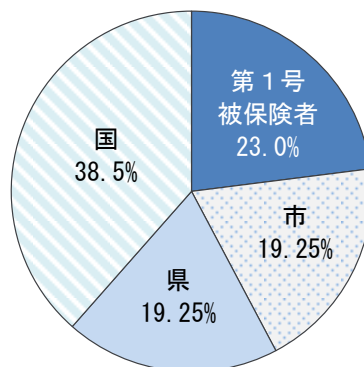
【図表30 介護予防・日常生活支援総合事業費の負担割合】



イ 包括的支援事業費・任意事業費

包括的支援事業・任意事業に要する費用は、77%を公費、23%を第1号被保険者が負担します。公費の負担割合は、国38.5%、県19.25%、市19.25%となっています。

【図表31 包括的支援事業・任意事業費の負担割合】



(2)第1号被保険者の介護保険料

今後の介護保険サービスの利用量の推計に基づき算定した標準給付費から、第1号被保険者の介護保険料を算定しています。

介護保険料の設定に当たっては、低所得者への保険料軽減や所得水準に応じたきめ細かな保険料設定をしています。

このため、第6期から介護保険事業計画期間の介護保険料については、12段階に設定しています。

第9期計画期間中の介護保険料についても、多段階設定を行うこととし、低所得者層に配慮し、市民税世帯非課税者の保険料の軽減割合を拡大します。

①多段階化区分の変更

第9期計画期間では、国が示した標準13段階を踏まえ、9段階以上を7つに区分し全部で15段階に設定し、所得に応じた負担とします。

② 市民税世帯非課税者の保険料軽減の継続

第1号被保険者のうち、市民税世帯非課税者に対して給付費の5割の公費とは別に公費を投入し、保険料の軽減を継続します。第1～3段階の方を対象に軽減措置を実施する予定です。

- ・第1段階は基準額割合0.445 →0.275
- ・第2段階は基準額割合0.68 →0.48
- ・第3段階は基準額割合0.69 →0.685

保険料軽減分は、公費で負担します（負担割合は、国1／2、県1／4、市1／4）。

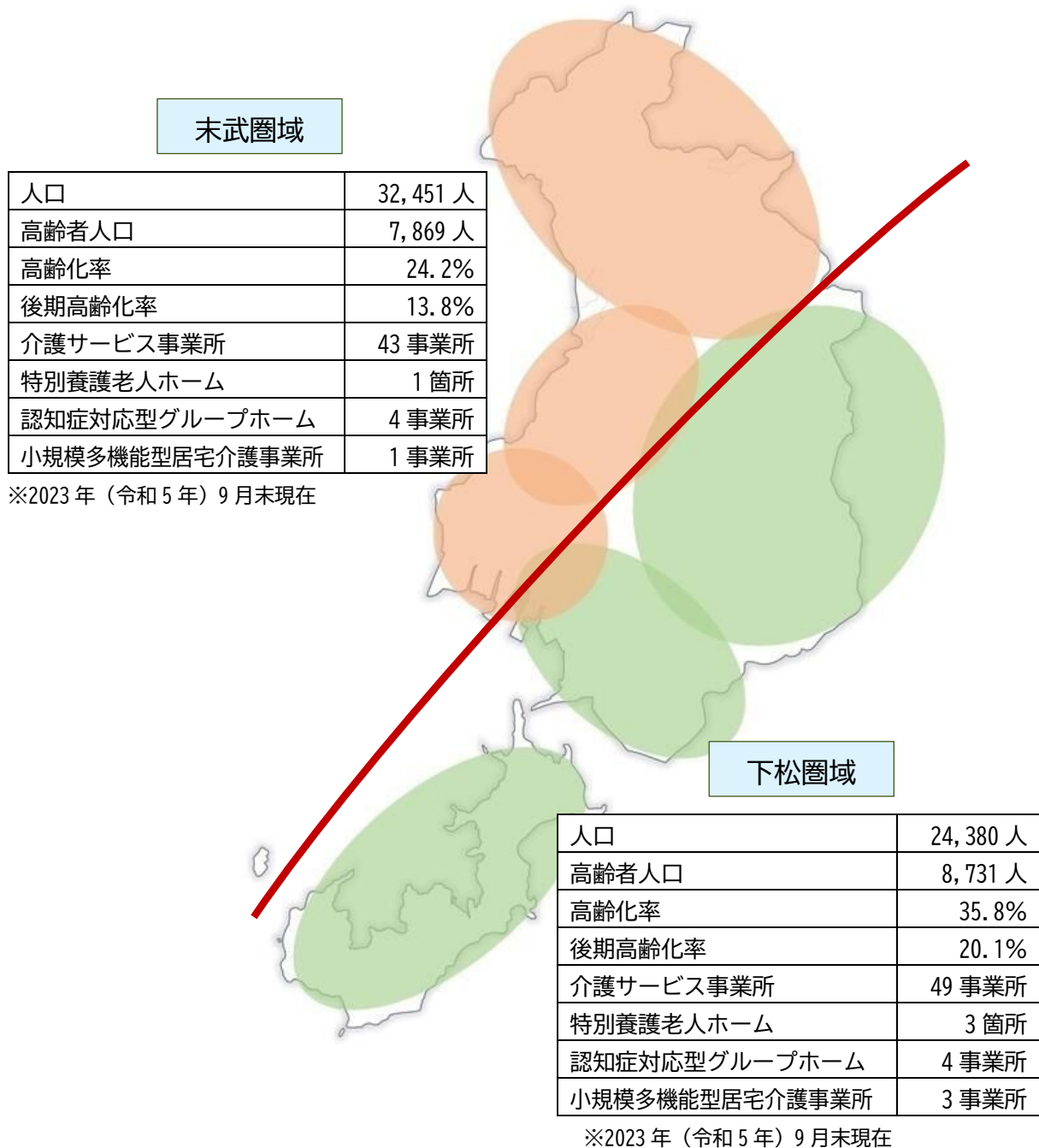
なお、第9期の介護保険料については、現時点では介護報酬改定の単位数の詳細が示されていないうえ、国からの調整交付金の支給率についても未定であるため、これらが決定した後に、介護保険部会及び全体会でお示しする予定です。

9 日常生活圏域の設定について

介護保険事業計画では、主に中学校区を基本とした日常生活の範囲により日常生活圏域を設定し、圏域ごとに介護のサービス量を見込みます。

これまで地域の特色や介護サービスの面的整備状況などを考慮して、下松中学校区と久保中学校区をあわせた下松圏域と、末武中学校区を末武圏域とする2圏域を設定しています。

今後も、市内全体の均衡を維持し、介護基盤の面的整備をすすめながら介護保険事業の円滑な運営を維持していくため、引き続き、下松圏域と末武圏域の2つの圏域を日常生活圏域に設定します。



10 介護保険施設などの整備計画

第9期計画においては、介護老人福祉施設10床の増床、特定施設入居者生活介護40床及び認知症対応型共同生活介護9床の新設を計画しています。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募を計画しています。

なお、介護療養型医療施設については、医療療養病床へ転換予定となっています。

■介護保険施設及び居住系サービス

(単位:箇所、人)

区 分			第8期末時点		整備予定施設・定員数						第9期末時点	
					2024 年度 (令和6年度)		2025 年度 (令和7年度)		2026 年度 (令和8年度)			
			施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護保険施設等	介護老人福祉施設 ※1		2	133	増床	10	0	0	0	0	2	143
	地域密着型介護老人福祉施設 ※2		3	78	0	0	0	0	0	0	3	78
	介護老人保健施設		2	150	0	0	0	0	0	0	2	150
	介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院 ※3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		7	361	0	0	0	0	0	0	7	371
居住系サービス	認知症対応型 共同生活介護	下松地域	4	45	0	0	0	0	0	0	4	45
		末武地域	4	54	0	0	0	0	1	9	5	63
	小 計		8	99	0	0	0	0	1	9	9	108
	特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の有料老人ホーム等)		2	130	0	0	1	40	0	0	3	170
合 計			17	590	0	10	1	40	1	9	19	649

※1 定員30人以上の特別養護老人ホーム

※2 定員29人以下の特別養護老人ホーム

※3 介護医療院は介護療養型医療施設からの転換

■地域密着型サービス事業所(圏域別)

(単位:事業所数)

区 分	下松圏域					末武圏域				
	第8期末	整備予定施設数			第9期末	第8期末	整備予定施設数			第9期末
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)			2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	
小規模多機能居宅介護	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

(単位:箇所、人)

区 分	第8期末時点		整備予定施設・定員数						第9期末時点	
			2024 年度 (令和6年度)		2025 年度 (令和7年度)		2026 年度 (令和8年度)			
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
有料老人ホーム	8	270	0	0	1	40	0	0	9	310
サービス付き高齢者向け住宅	4	105	0	0	0	0	0	0	4	105
合 計	12	375	0	0	1	40	0	0	13	415

11 基本方針4 介護保険サービスの充実

(1) 介護保険制度の基盤強化の推進

今後、総人口及び現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上の人口割合が上昇することが見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の推移、在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果から、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえ、介護サービスの充実を図ります。

	認知症高齢者等が安心して日常生活を送るための施設整備の推進	担当課	高齢福祉課
中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえ、有料老人ホームやグループホームの新設や特別養護老人ホームの増床等の状況等を把握し、計画に反映し、サービス提供体制の充実を図ります。			
	地域密着型サービスの提供体制の充実	担当課	高齢福祉課
介護を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域の特性・実情に対応したサービスとして、地域密着型サービス提供体制の充実を図ります。 定期巡回サービスの提供事業者を公募し、2026年度（令和8年度）からサービス提供を開始します。			
	リハビリテーションに係るサービスの計画的な提供	担当課	高齢福祉課
重度化を防止するためのリハビリテーションに係るサービスを計画的に提供できるよう、提供体制の充実を図ります。			

(2) 介護サービスの質の向上

利用者への制度の周知や情報提供により介護サービスの適切な利用を支援するとともに、介護サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、適正な指定、事業所への指導・監査の強化を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、介護保険サービスの相談・苦情等に対応する相談体制の強化を図ります。

	普及啓発用パンフレット、介護サービスガイドブックなどの作成・配布	担当課	高齢福祉課
ホームページへの掲載、普及啓発用のパンフレットの作成、介護サービスガイドブック等の配布等により、介護保険制度の説明や市内の介護サービス事業所の情報を提供します。			
	介護サービス相談員派遣事業の実施	担当課	高齢福祉課
介護施設の利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行う介護サービス相談員を派遣することにより、介護サービスの質の向上を図ります。			
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の強化	担当課	高齢福祉課
市直営の地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員の相談・支援の充実を図るとともに、各種研修への積極的な参加を支援します。			
	介護支援専門員連絡会議・介護支援専門員研修等の実施	担当課	高齢福祉課
対象者自身の意欲を引き出し、自主的な取組につながる自立支援型ケアマネジメントを実施するため、介護支援専門員協会事務局と連携を図り、介護支援専門員連絡会議や介護支援専門員研修等を実施します。			
	指導監督の実施	担当課	高齢福祉課
不正事案を防止し、介護保険事業の適切な運営を確保する観点から、介護サービス事業所等を対象に、定期的に運営指導を実施し、利用者本位のサービスが提供されるように指導及び助言を行います。 また、市指定のサービス事業者との連絡協議会（集団指導）を開催し、指摘事項の周知や制度改正などの情報提供を行います。			
	苦情対応体制の充実	担当課	高齢福祉課
苦情がある際には、関係機関と連携し、サービスの質のチェック、利用者本位のサービス提供がなされたかの事実確認を行い、適切なサービスの提供を指導するなど、苦情内容への迅速かつ的確な対応を行います。			

(3) 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度を持続可能なものにしていくため、介護給付の適正化を図り、介護保険事業を適切に運営することが必要です。

国が示す「介護給付適正化計画に関する指針」及び山口県の「山口県介護給付適正化計画」に基づき、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者の自立を妨げる不適切なサービスを見直し、利用者が真に必要とするサービスが提供されるよう介護給付の適正化を図り、介護保険制度に対する信頼を高めます。

	認定調査員の研修などによる調査精度の向上	担当課	高齢福祉課
要介護認定の平準化・適正化を図るために、調査票の内容の点検・確認を行うとともに、認定調査員・審査会委員を対象とした研修を実施します。 また、調査精度のさらなる向上を図るため、研修等の受講を支援するほか、山口県主催の要介護認定適正化会議等の情報提供を行います。			
	認定審査会委員への研修及び適切な情報提供	担当課	高齢福祉課
研修などの受講を通じて、審査判定に係る知識の習得を支援します。 また、介護認定審査会運営会議を通じて、審査会委員に対して判定結果等の報告と介護認定に係る制度変更等について周知します。			
	国や県の指針を踏まえた介護給付の適正化に関する取組の推進	担当課	高齢福祉課
国や山口県の指針を踏まえるとともに、「第6期下松市介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適正化に関する取組を推進します。			

(4) 介護人材の確保及び業務の効率化

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護サービス、地域支援事業を提供する人材を、安定的に確保する必要がありますが、全国的に介護を担う人材が不足しており、本市においても介護保険サービスを安定的に提供する上で重要な課題となっています。

地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成に一体的に取り組めます。

また、人口減少社会において、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材がやりがいを持って働き続けることができる環境づくりを進めるため、業務の効率化等働きやすい職場づくりを促進します。

介護人材確保事業の実施	担当課	高齢福祉課
事業所の経営者及び管理者向けのセミナーを開催し、職員の処遇や環境改善を促すことで定着支援を行います。 また、求職者と事業所のマッチング機会を増やすため、山口県福祉人材センターやハローワークと連携し、各種情報の広報や求職者向けの相談会を実施します。 庁内関係課や市内の介護保険サービス事業所・施設を運営する法人や団体等と連携し、介護、福祉の仕事について知り、イメージアップを図るための啓発を検討します。		
介護支援ボランティアポイント制度	担当課	高齢福祉課
市が指定した施設が実施するレクリエーションや教室の補助、散歩や配膳の補助、会場設営や芸能披露などの催事に関する補助、話し相手などのボランティア活動に取り組んだ際にスタンプを手帳に押印し、集めたスタンプ数に応じて交付金が支給される介護支援ボランティアポイント制度を継続するとともに、制度の周知を図り、ボランティアによる活動の活性化を図ります。		
国・県が実施する人材確保・定着のための事業の情報提供	担当課	高齢福祉課
国や山口県が実施する人材確保・定着事業の活用を促進するため、介護サービス事業者等に積極的な情報提供を行い、離職防止に向けた取組を支援します。		
業務効率化に向けた取組の推進	担当課	高齢福祉課
介護職員の離職を防ぎ、定着を図る方策とし、報告、記録に係る負担軽減のためのIT導入支援事業等の活用に向けた情報収集・提供を行うとともに、書類等の改善、事務量の軽減を図ります。 また、電子申請・届出システムの導入により、介護保険サービス事業者の事務量の軽減を図ります。		
ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進	担当課	高齢福祉課
ハラスメント対策について周知啓発を図るなど、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりを促進します。		
介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	担当課	高齢福祉課
介護サービス事業所から報告された事故報告を、国から示された事故報告様式を活用して分析し、事故発生防止と発生時の適切な対応のための取組について指導を行います。		

12 第6期下松市介護給付適正化計画

(1)計画策定について

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとするサービスを事業者が適切に供給し、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。2017年度（平成29年度）には介護保険法の一部が改正され、市町村介護保険事業計画に、介護給付の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項や目標を定めるものとされました。

本市では国が示した指針や山口県が策定した計画に基づき、「第6期下松市介護給付適正化計画」（計画期間：2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））を策定し、適正化事業に取り組んでいます。

(2)下松市介護給付適正化の実施状況と今後の実施目標

介護給付費適正化は、主要3事業を柱として取り組んでいくほか、給付実績の活用、指導監督への取組、制度の周知活動を実施します。

① 主要3事業の取組

ア 要介護認定の適正化

■認定調査票の点検

	新規申請	更新申請	区分変更申請	調査票の点検率
2022年度（令和4年度） （実績）	629件	1,558件	436件	100%
【今後の目標】 全ての認定調査票を点検し、正確な資料を認定審査会に提出するよう努めます。点検者は、県主催の認定調査員研修などを受講し、判断基準など正しい知識の習得に努めます。				

■認定調査員・介護認定審査会委員研修の実施

	調査員研修	審査会委員研修
2022年度（令和4年度） （実績）	市主催 1 回 県主催 現任・新任 各 1 回	市主催 運営会議 1 回 新任委員研修 1 回 県主催 審査会委員研修 1 回
【今後の目標】 調査員については、近年調査の委託件数が増加傾向にあるため、市内各施設などに山口県主催の調査員研修の案内を行うほか、個人委託も活用し、安定的な調査体制の確保に努めます。 審査会委員の2年の任期中に、運営会議を2回実施します。制度改正などがある場合には、遅滞なく情報を提供します。また、新しく委嘱する委員に対しては、保健師による新任委員研修を行います。 多くの委員が山口県主催の介護認定審査会委員研修に参加できるよう案内をします。		

イ ケアプランの点検

■ケアプランの点検

	実施件数	点検率	点検実施事業所数/管内居宅 介護支援事業所数
2022年度（令和4年度） （実績）	169件	14.0%	17箇所／17箇所
【今後の目標】 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票のうち、「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」及び「支給限度額一定割合超一覧表」を活用して、市内全事業所対象を目標にケアプランの確認・点検を行います。			

■研修会などの主催（介護支援専門員協会との連携）

	開催の有無
2022年度（令和4年度） （実績）	有
【今後の目標】 介護支援専門員を対象にした研修は、自分の作成したケアプランを確認・検証する良い機会となるため、より効果の上がる事業となるよう、実施方法を検討しながら、引き続き実施します。	

■住宅改修の点検

	書類審査の点検率	現地調査件数
2022年度（令和4年度） （実績）	100%	9件
【今後の目標】 申請書類などの書類審査を全件実施していきます。疑義のあるものや受領委任払いの申請分については、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得ながら、現地調査を行います。 現地調査の目標件数は年10件とします。		

■福祉用具購入・貸与調査

	購入書類審査点検率	縦覧点検等実施月	現地調査件数
2022年度（令和4年度） （実績）	100%	毎月	4件
【今後の目標】 福祉用具購入の提出書類を全件点検します。縦覧点検などの帳票による確認も毎月実施します。また、ケアプラン点検は毎年実施します。 福祉用具購入の現地調査も住宅改修の調査と合わせて実施します。現地調査の目標件数は年5件とします。			

ウ 縦覧点検・医療情報との突合

	縦覧点検実施月	医療費突合実施月
2022年度（令和4年度） （実績）	毎月	毎月
【今後の目標】 帳票の点検を国民健康保険団体連合会に委託します。その他の帳票も毎月市の点検を実施し、不適正な請求については、過誤申請や介護報酬の返還を求めます。		

② 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用し、請求状況を事業者を確認し、必要に応じ過誤申請や介護報酬の返還を求めます。

③ 指導監督に関する取組

利用者などからの苦情・通報などを適切に把握し、事業者に対する指導監督を実施します。実地指導、監査で指摘した事項については、集団指導において事業所側に情報提供を行います。また、苦情・相談内容に応じて、他の相談機関へ適切につなげるよう努めます。

④ 制度の周知

市ホームページや市広報「潮騒」への掲載、様々な機会を通して、利用者や事業者などに対し、制度内容などの周知に努めます。